

令和6年度（2024年度）第6回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2024年9月20日（金）午後1時30分開会
場 所：かでの2・7 7階 730研修室

1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） 定刻を若干過ぎましたが、ただいまより令和6年度第6回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

最初の進行は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会はオンラインを併用する形での開催としておりまして、委員総数15名中、会場出席が澁谷会長、オンラインでの出席が現時点で7名、合わせて8名の委員にご出席をいただいておりますことをご報告いたします。

なお、まだいらっしゃっていない委員が3名ほどいらっしゃいますが、途中からご出席をいただける予定となっております。

◎連絡事項

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

事前にお送りしておりますが、資料は会議次第、委員名簿のほか、資料1から資料3まではそれぞれ1と2、資料4及び資料7は1から4、資料5及び資料6は1から3となっております。

配付漏れ等がもしございましたら、事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は7件で、全て風力発電の審議となっております。

議事の個別説明は省略しますが、議事（1）から議事（3）は図書の1回目の審議ですので、事業者にご出席をいただき、事業概要の説明及び委員からの質疑への応答を行っていただきます。また、議事（4）から議事（7）については、答申文案たたき台を含め、皆様にご審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事については、必要に応じ、各議事の最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、傍聴の皆様及び報道機関の皆様にはご退室をいただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

では、ここからの議事進行は澁谷会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○澁谷会長 それでは、これより議事の（1）に入ります。

本日が1回目の審議となる（仮称）北海道松前沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

本件は1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である関西電力株式会社

からお願いいたします。

○事業者（関西電力株式会社） 関西電力のノマでございます。

それでは、（仮称）北海道松前沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の事業内容について、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、事業内容についてです。

4 ページをご覧くださいませでしょうか。

本事業は松前沖を事業実施想定区域としており、関係市町村は松前町、上ノ国町の二つになります。

事業実施想定区域については、16 ページをご覧ください。

事業実施想定区域を黒枠線で、風力発電機の設置予定範囲を赤斜線で示しております。

事業実施想定区域につきましては、第1回の北海道松前沖における協議会で示されました有望な区域を基に設定しております。有望な区域は、黄色の塗り潰し範囲になります。海底ケーブル設置の可能性があるため、有望な区域から陸側の海域を加えた範囲を事業実施想定区域としております。

続きまして、前後しますが、検討フローにつきましては12 ページをご覧ください。

事業性の確認後、法令等の制約を受ける場所及び環境保全上留意が必要な場所を確認しております。このうち、自然公園については、22 ページから 24 ページのように、風力発電機の設置予定範囲から除外いたしました。

続いて、40 ページをご覧ください。

設置を予定している風力発電機の概要についてご説明します。

定格出力は14メガワットから22.6メガワット、ハブ高さは146メートルから173メートル、ローター直径は222メートルから276メートル、最大高さは257メートルから311メートルです。なお、基礎構造については着床式を検討しております。

続いて、44 ページをご覧ください。

周辺の他事業は、稼働中の事業が3件、環境影響評価の手続中の事業が6件ございます。次ページに位置関係を図示しており、事業実施想定区域の周辺には青丸で示している既存の風力発電機がございます。

以上が事業概要となります。

続いて、事業実施想定区域及びその周辺の概況について説明をさせていただきます。

ここで説明者を交代します。

○事業者（日本気象協会） 日本気象協会のカマダです。

まず、希少猛禽類について、87 ページをご覧ください。

センシティブティマップにおいて、事業実施想定区域及びその周囲メッシュでチュウヒ、オジロワシ、クマタカなどの生息並びにノスリの秋の渡りの集団飛来地として、注意喚起レベルA3となっております。

次に、94 ページから 97 ページをご覧ください。

鳥類の渡りについて、事業実施想定区域及びその周囲において、春季の夜間の渡りルートが確認されております。また、生息状況については、オジロワシ、チュウヒ、イヌワシ、クマタカの生息が確認されております。

続いて、植生について、130 ページから 131 ページをご覧ください。

事業実施想定区域の周囲の陸域には、特定植物群落である松前―江差海岸台地上のミズナラ・イタヤ林や、植生自然度 9、植生自然度 10 の植物群落などが存在しております。

藻場について、181 ページをご覧ください。

事業実施想定区域及びその周辺に藻場の存在が確認されています。

次に、191 ページから 194 ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場について、事業実施想定区域内に松前矢越道立自然公園、マリーン IBA、KBA、生物多様性の観点から重要度の高い海域が存在しております。

続いて、218 ページをご覧ください。

風力発電機の設置予定範囲から最寄りの配慮が特に必要な施設は約 0.5 キロメートルの位置にある江良診療所及びデイサービスセンターほのか苑になります。位置関係は 220 ページから 222 ページに示しております。また、風力発電機の設置予定範囲から最寄りの住宅等までの距離は約 0.3 キロメートルです。

続いて、景観について、197 ページをご覧ください。

風力発電機が垂直視野角 1 度以上で視認される可能性がある風力発電機の設置予定範囲から 17.9 キロメートルの範囲の眺望点を抽出しました。松前町ふれあい公園パークゴルフ場などは松前町のヒアリング結果を踏まえて設定しております。

次ページは景観資源について記載しております。

事業実施想定区域の周囲に松前段丘などが存在しております。

続いて、201 ページ、202 ページをご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場について、事業実施想定区域の海岸部分に折戸浜などが存在しております。

以上が事業実施想定区域及びその周囲の概況となります。

続いて、調査、予測及び評価の結果について説明いたします。

まず、配慮事項の選定項目について、268 ページをご覧ください。

本事業では、騒音、風車の影、陸域及び海域に生息する動物、海域に生育する植物、景観の 6 項目を選定しました。工事の実施による環境影響については方法書以降の手続において予測及び評価をすることとしております。

選定、非選定の理由は次ページをご覧ください。

流向・流速について、影響は風力発電機の近傍に限られることが知られており、本案件の風力発電機が及ぼす影響は小さいと考え、重大な影響はないと判断し、非選定としました。

水中音は、現時点では事業計画がまだ具体化されておらず、また、一般的な信頼性が確

保される程度の知見が確立されていないことから非選定としました。

重要な地形、地質及び陸域の植物は、事業実施想定区域に存在しないため、非選定としました。

生態系は未解明の部分も多く、予測及び評価に至る知見が確立されていないため、非選定としました。

人と自然との触れ合いの活動の場は、直接改変して消失するおそれがないため、非選定としました。

続いて、累積的影響の調査について、方法書以降の手續において、本事業の計画が具体的になった段階で周辺他事業の情報収集に努め、それぞれの環境影響評価手續の進捗状況も勘案し、今後、検討を進めてまいります。

最後に、評価結果について説明いたします。

285 ページをご覧ください。

騒音について、風力発電機の稼働に伴い影響が生じる可能性があります。風力発電機の配置及び機種を検討することで重大な影響の回避または低減が可能であると評価しました。

次に、291 ページをご覧ください。

風車の影について、風力発電機の稼働に伴い影響が生じる可能性があります。影響範囲及び時間を数値シミュレーションにより把握し、配置及び機種を検討することで重大な影響の回避または低減が可能であると評価しました。

次に、327 ページをご覧ください。

動物について、生息環境や冬季に飛来する渡り鳥について、施設の存在及び稼働による影響、風力発電機の稼働による騒音の影響が生じる可能性があります。生息状況を調査により把握し、重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度について適切に予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することにより、重大な影響の回避または低減が可能であると評価しました。

次に、350 ページをご覧ください。

海域の植物について、藻場の改変に伴う影響が生じる可能性があります。現状を調査により把握し、風力発電機の基礎構造及び配置に基づいた予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで重大な影響の回避または低減が可能であると評価しました。

最後に、365 ページをご覧ください。

景観について、全ての主要な眺望点から風力発電機が視認される可能性があります。フォトモンタージュによって眺望景観への影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討することや塗装色を自然になじみやすい色にすることにより、重大な影響の回避または低減が可能であると評価しました。

○澁谷会長 続いて、事務局から主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたしま

す。

○事務局（川村専門主任） 初めに、本配慮書に係る手続の経過について簡単にご説明します。

本配慮書は7月31日付で受理し、本審議会には8月9日付けで諮問しております。また、縦覧期間は8月1日から9月9日までであり、知事意見は11月28日頃までを期限と求められています。なお、本審議会では、これまで洋上風力発電事業に係る多数の配慮書についてご審議をいただいておりますが、松前沖における事業としては初の図書となります。

続きまして、資料の説明をいたします。

資料1-1に沿って、1次質問とその事業者回答について、抜粋して説明させていただきます。資料1-2は事業者から提出された回答の補足資料となりますが、説明については割愛させていただきます。

それでは、資料1-1の3ページの質問番号2-4の②をご覧ください。

事業実施想定区域が漁業権設定範囲と重複していることについて、漁業関係者との調整状況について質問しました。これに対して、事業者から、松前さくら漁協と面談を行い、事業計画の説明、ニーズの確認を実施しており、今後も引き続き漁業関係者の方々のご意見やご要望等をお伺いしながら検討を進めてまいりたいとのことでした。

次に、同じページの質問番号2-5の①をご覧ください。

事業実施想定区域に松前矢越道立自然公園の普通地域及び第3種特別地域が含まれていることから、自然公園内に海底ケーブルを敷設する可能性及び自然公園区域を事業実施想定区域から除外しなかった理由について質問しました。これに対して、事業者から、海底ケーブルを自然公園内に敷設する可能性があるため、現時点では事業実施想定区域に含めているとのことであり、本年7月31日開催の北海道松前沖における協議会資料においては、松前矢越道立自然公園については洋上風力発電設備等を設置しない海域と整理されているものの、海底ケーブル及びその附属設備はこの対象には含まれていないとのことでした。

次に、5ページの質問番号2-10の①をご覧ください。

方法書段階で海底ケーブルのルート等を示した上で対象事業実施区域が設定されるのかを質問しました。これに対して、事業者から、本案件のケーブル敷設・陸揚げに係るヤードの設置等は系統確保スキームを踏まえ決定するものと認識しており、方法書段階で明確になれば反映したいと考えているが、方法書段階は事業計画の検討中であることから、風力発電機間のケーブル範囲を含めた風力発電機の設置検討範囲を示すことを想定しているとのことでした。

次に、8ページの質問番号4-4をご覧ください。

計画段階配慮事項として水中音が選定されていないことに対し、水生生物への影響が想定されることなどから、計画段階配慮事項として選定する必要はないか、また、方法書で

は環境影響評価項目として選定されるのかを質問しました。これに対して、事業者から、現段階では詳細な事業計画が決まっておらず、予測及び評価が難しいため、配慮事項として選定していないが、方法書以降では水中音を評価項目に選定することを検討するとのことでした。

次に、同じページの質問番号 4-6 の③をご覧ください。

風力発電機の設置予定範囲から住宅等までの最短距離が約 0.3 キロメートルしかないことから風力発電機の配置及び機種を検討のみでは依然として重大な影響が生じることが懸念されると指摘した上で、必要に応じて検討するとされている環境保全措置とは具体的にどのような措置を想定されているのかを質問しました。これに対して、事業者から、可能な限り住宅等から離隔距離を確保することや低騒音型の風力発電機の採用、定期的なメンテナンスを検討しているとのことでした。なお、北海道松前沖における協議会資料においては、松前町の住宅等から 1 キロメートル以内や水深 40 メートル以浅には洋上風力発電設備を設置しないと条件が整理されているとのことでした。

次に、9 ページの質問番号 4-11 の②をご覧ください。

バードストライク・バットストライク対策として想定される環境保全措置について質問しました。これに対して、事業者から、飛翔状況が多い箇所の風力発電機の設置を避ける、衝突リスクの高い時間帯にフェザリングを行うなどの対処法が考えられるとのことでした。

最後に、10 ページの質問番号 4-16 をご覧ください。

予測される最大垂直視野角が約 44.7 度とされているほか、10 度を超える主要な眺望点が 11 か所確認されており、影響の低減は非常に困難ではないかと指摘した上で、重大な影響が低減されるとの評価の妥当性について質問しました。これに対して、事業者から、風力発電機の設置位置は今後さらに絞り込まれることから、実際の垂直視野角は配慮書の予測よりも小さくなると考えているとのことでした。また、景観への影響については垂直視野角のみで評価できるものではなく、方法書以降の手続において現地調査を実施し、利用状況や眺望方向を考慮した予測結果を踏まえた環境保全措置を検討することとしており、景観への重大な影響の低減が可能と考えているとのことでした。

簡単ではありますが、本事業の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からご意見やご質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**澁谷会長** 特に挙手等がございませんので、ちょっと早いですが、本議事についての審議を終了したいと思います。

2次質問の依頼が皆様に行くと思いますので、気になることがあれば2次質問でご対応をお願いできればと思います。

それでは、本議事の審議を終了いたします。

事業者の皆様はZoomからの退席をお願いいたします。

続きまして、議事（2）に入らせていただきます。

本日が1回目の審議となる（仮称）江差第一風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

本件も1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である江差ウインドパワー株式会社からお願いいたします。

○**事業者（シン・エナジー株式会社）** それでは、（仮称）江差第一風力発電事業の事業概要について、江差ウインドパワー株式会社の親会社であるシン・エナジー株式会社より説明させていただきます。

方法書の4ページをお願いします。

本事業は檜山郡江差町に陸上風力発電所の設置を計画するもので、単機定格出力4,200キロワットから6,100キロワット級の風力発電機を最大9基設置し、総出力を約3万7,800キロワットまで制御して運転する計画です。環境影響評価法の第2種事業に該当し、方法書から環境影響評価手続を行うものです。

5ページをお願いします。

赤いラインが対象事業実施区域、赤い丸が方法書の段階で設置の可能性がある風力発電機の場所を示しています。赤い丸は、現在、13か所を示していますが、準備書以降において最大9か所を選定して設置する計画です。この図の青い丸と緑の丸は、他事業による既存の風力発電機を示しております。なお、赤いラインで囲まれている範囲のうち、斜線部分は鳥獣保護区や他事業者による太陽光発電事業用地、農業経営基盤強化促進法に基づく農地であるため、対象事業実施区域から除外しております。

風力発電機の概要は13ページをお願いします。

風力発電機の1基当たりの定格出力は4,200キロワットから6,100キロワット級、ローター直径は約120メートルから160メートル、ハブ高さは約100メートル、最高高さは約160メートルから180メートルを計画しております。

工事工程について、14ページをお願いします。

本事業は2028年に着工し、2031年の運転開始を予定しております。12月から3月頃までは降雪、積雪により休工とする予定です。

工事用資材などの搬出入車両の主要な走行ルートについて、15ページをお願いします。

風力発電機などの大型資材は、ピンク色の線でお示ししているとおり、江差港で荷揚げ

を行った後、一般国道 227 号・229 号などの既存道路を經由し、対象事業実施区域に至る経路を想定しております。その他の工事用資材は、緑色の線でお示しするとおり、江差町内のほか、函館市方面からの運搬の可能性も踏まえて想定しております。

続いて、周辺の風力発電事業について、18 ページをお願いします。

対象事業実施区域周辺の陸域には、ユーラス江差ウインドファーム、江差風力発電所、上ノ国ウインドファームが稼働しているほか、陸域及び海域には複数の風力発電事業が計画されております。

続いて、19 ページから方法書段階における事業計画の検討の経緯となります。

対象事業実施区域の検討範囲は、20 ページから 22 ページに示すとおり、良好な風況が見込まれる地域である、風力発電機等の荷揚げを行う江差港に近く、主要な幹線道路が整備されている、比較的近い距離に送電線が整備されているという観点から想定いたしました。この検討範囲のうち、方法書段階の対象事業実施区域と風力発電機の配置は、23 ページに示すとおり、騒音、低周波音や景観等による影響の観点から、住宅や環境配慮施設との離隔距離を取って配置いたしました。また、自然環境法令等の指定状況を踏まえ、24 ページに示すとおり、対象事業実施区域は道立自然公園や既存道路部分以外の鳥獣保護区を除外して設定し、風力発電機は保安林の指定区域外に設定しました。

続きまして、25 ページの真ん中辺りをお願いします。

江差町では本年 6 月に陸上風力発電ゾーニングマップを条例化しており、26 ページにゾーニングマップと方法書段階の風力発電機を重ね合わせた図を示しております。今後の風力発電設備などの具体的な配置計画は江差町との協議も踏まえて検討を行ってまいります。

これ以降、説明者を替わりたいと思います。

○事業者（株式会社環境管理センター） 続きまして、対象事業実施区域及びその周囲の状況について、環境管理センターよりご説明いたします。

まず、動物のうち、コウモリについて、46 ページ、47 ページをお願いいたします。

既存資料によりますと、江差町と乙部町ではコウモリの情報はありますが、厚沢部町や上ノ国町ではコヤマコウモリ、ヒメホオヒゲコウモリ、カグヤコウモリ、コテングコウモリといった種が確認されております。

続いて、猛禽類について、50 ページをお願いいたします。

対象事業実施区域が位置するメッシュでハイタカとオオタカの生息情報があります。

渡りについては、51 ページから 54 ページ、ちょっと飛びまして、57 ページから 59 ページに情報があります。区域周辺ではハチクマ、ノスリ、オジロワシ、オオワシ、ヒシクイ、そして、夜間の渡りといった情報があります。

また、55 ページに示すセンシティブティマップでは、対象事業実施区域の一つメッシュを挟んだ南側と東側でクマタカの注意喚起レベル C の情報がありますが、次の 56 ページに示すとおり、区域の周辺では集団飛来地の情報はありません。

現存植生図について、71 ページをお願いします。凡例は 72 ページにございます。

区域内は、全体的にシラカンバーミズナラ群落が多く分布しており、北部にトドマツ植林や畑雑草群落、西部にエゾイタヤーシナノキ群落、南部にススキ群団や畑雑草群落、東部に伐採跡地群落やスギ・ヒノキ・サワラ植林が部分的に分布しております。このほか、ヨシクラス、ハンノキーヤチダモ群集、オオヨモギ群落、牧草地が小面積で分布しております。

植生自然度について、74 ページをお願いいたします。

区域内には植生自然度 7 のシラカンバーミズナラ群落が多く分布しているほか、西部の一部に植生自然度 10 のヨシクラス、図面の中でちょっと紫色の部分ですが、ヨシクラス、植生自然度 9、緑色の部分ですが、エゾイタヤーシナノキ群集が、南東部の一部に植生自然度 9 のハンノキーヤチダモ群集が分布しております。

重要な自然環境のまとまりの場について、84 ページから 86 ページになります。86 ページが拡大した図になります。

区域内の一部は、先ほどお話しいたしました植生自然度 10 や植生自然度 9 の植生が見られるほか、一部が保安林と鳥獣保護区に指定されております。

続いて、景観について、89 ページをお願いいたします。

既存資料に基づき、この図に示す地点を主要な眺望点として示しております。

景観の調査・予測地点としましては、第 4 章になるため、220 ページから 221 ページをお願いします。こちらの図に風力発電機が視認される可能性や利用特性、関係町からの意見を踏まえ、28 地点を選定しております。

人と自然との触れ合いの活動の場につきましては、また戻りますが、94 ページの既存資料に基づく地点を示しております。

調査・予測地点としましては、224 ページに示すとおり、本事業の工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルートなどを勘案し、3 地点を選定しております。

配慮が特に必要な施設等については、前に戻っていただき、107 ページをお願いいたします。

風力発電機から最寄りの環境保全配慮施設までの距離は約 1.3 キロメートルで、この図でいきますと南側の風力発電機から黒い矢印の約 1.3 キロメートルになります。

住宅等の分布は、次の 108 ページになります。

風力発電機から最寄りの住宅までの距離は約 0.7 キロメートルで、東側のちょっと紫色がかかった矢印で示しております。

最後に、環境影響評価項目の選定について、153 ページに示しております。

一般的な事業の内容と同様であると考えており、風力発電所の参考項目をベースに選定しております。

選定しない項目として、156 ページに示しておりますが、建設機械の稼働に伴う水質と底質、重要な地形、海域に生息、生育する動植物、放射線の量であり、選定しない理由は

この表の右の欄に示しております。

各環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法については、167 ページ以降に記載のとおりですが、本日は時間の都合上、割愛させていただきます。質疑応答の中で、適宜、ご説明させていただければと思います。

説明は以上になります。

○**澁谷会長** 続いて、事務局から主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（石田係長）** 本事業に関する質問事項及び事業者回答について、何点かを抜粋してご説明させていただきますので、まずは資料2-1をご用意ください。

まず、資料2-1の1ページの質問番号2-2です。

令和6年2月に公表されました江差町再生可能エネルギーに係るゾーニング報告書におけるゾーニングマップとの整合に係る江差町との協議状況について質問をしたところ、江差町とは対象事業実施区域におけるエリア区分の確認等を行い、実施区域との整合性について確認済みとの回答があり、また、関連した質問としまして、資料2-1の4ページの質問番号2-15ですが、本事業で示される風力発電機の予定位置が江差町のゾーニングマップの保全エリア、不適エリア、調整エリア及び促進エリアのいずれに位置しているのかを質問いたしました。

資料2-2をご用意ください。

めくっていただきまして、裏側になりますが、右上に枠囲みで別添資料2-15と記載のオレンジ色や水色で塗られた図を確認していただきたいと思いますが、この図に示されているとおり、13地点あります風力発電機設置候補地のうち、不適エリアが1地点、調整エリアが10地点、促進エリアが2地点となっており、不適エリアの1地点については設置が可能か、詳細調査を実施した上で検討したく、また、不適エリアの当該1地点に限らず、風力発電機の具体的な配置は本図をベースとし、今後の江差町との協議を踏まえて検討を行っていくことと考えている旨の回答が事業者からございました。

資料2-1に戻ってください。

8ページの質問番号4-4です。

図書158ページのコウモリの専門家へのヒアリング結果に関連する質問となりますが、専門家から、環境アセスでは可能な限りリスクを下げる対策を検討するためにどういうデータを取ればよいのかを考えることが大切である、重要種のコヤマコウモリが南の地域の既設風車で衝突しているので、江差第一の事業を開始すればバットストライクが発生すると考える、そのため、対策を講じる前提の上で調査を実施したほうがよい、との意見を受けておりますが、どのような対策を検討するためのデータ取得を考えているのか、事業者に質問しました。これに対して、事業者から、コウモリ類の高空飛翔調査により、旬別確認数や時間帯別確認数を整理し、飛翔状況を把握することや風速データと風速階級別の確認数の解析により、コウモリ類が多く飛翔する風速条件を把握する調査を実施する、また、

現時点で具体的なバットストライク対策は検討していないが、これらの調査、解析により、対策を検討するための必要情報は得られているものと考えている旨の回答がございました。

次に、12 ページの質問番号 4-21 です。

こちらは図書も確認していただきたいのですが、182 ページの水質調査地点の図を併せてご覧ください。

まず、4-21 の質問の①において、図書の 182 ページの図では、モザイク状の流域が示されておりますが、水質の調査地点の検討において、より詳細な集水域の把握の必要性について、事業者に見解を伺いました。これに対して、事業者から、当該図に示される流域のうち、五厘沢水系の流域については、地形情報を基にさらに細かく三つの流域に区分しており、そのほかの当該図に示す流域については対象事業実施区域の位置及び地形から本図に示される内容で十分であると判断している旨の回答がありました。

また、区域の南側には農地が広がっていることから、質問の②では、農業用水として利用されている河川に係る調査地点の設定に当たり、利水者と協議されたのかを確認したところ、現時点で利水者との協議は行っておらず、改変区域については仮設沈砂池を設置し、濁水の発生を抑制することから、工事中の周辺河川への影響はない、もしくは、軽微であると考えている旨の回答がありました。

次に、14 ページ、質問番号 4-29 をご覧ください。

風力発電機による飛翔性昆虫、吹き上げ昆虫への影響調査について質問したところ、調査を実施するとの回答があり、具体的な方法としては、地上高さ約 2 メートルで風向に応じて回転する捕虫網を設置する予定とのことでした。

最後に、同じページの質問番号 4-31 と図書の 198 ページの鳥類（希少猛禽類及び渡り鳥）調査地点をご覧ください。

図書の 198 ページの図では、上空の可視領域について、一律に調査地点から半径 3 キロメートルで示されており、可視できる山肌の区域の範囲にない風力発電機もあり、ブレード回転域の高度の飛翔動物を確認できる視野を確保することが重要と考えられることについての事業者の見解を伺ったところ、調査時点は可能な限り広視野を確保できる地点を選定して配置しており、視認が困難な山肌は移動観察にて補完することから、希少猛禽類等の飛翔状況を把握できると認識している旨の回答がございました。また、今後、希少猛禽類等の出現状況に応じ、調査地点を追加することも検討するとのことでした。

簡単ではございますが、資料 2 に係るご説明は以上とさせていただきます。

今後、委員の皆様にご質問の作成をお願いしたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

私からのご説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願い

いたします。

○先崎委員 渡り鳥の調査についてお聞きします。

夜間の渡り鳥については専門家の方からも指摘されており、具体的に言うと、161 ページです。調査手法に意見を反映しましたと書いているのですが、この方法だけで夜間に飛んでいる鳥の数や高さを調べられるかどうか、私には疑問です。レーダーや暗視機器を使って、直接、どのくらいの鳥がどのくらいの高さを飛んでいるかを調べたほうがいいのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○事業者（株式会社環境管理センター） 1次質問の回答の14ページの質問番号4-28に示しておりますとおり、暗視機器も併用し、可能な限り種や数を、種までは厳しい場合でも科や目などを可能な限り把握したいと考えております。

○先崎委員 それは実施すると考えているということでしょうか。

○事業者（株式会社環境管理センター） そうです。赤外線スコープとサーマルスコープなどを併用します。目視だけではなかなか厳しいものについてもできるだけ調査で把握したいと考えております。

○先崎委員 話がちょっとそれるかもしれませんが、渡り鳥の調査でICレコーダーはほとんど意味がないので、それ目的でICレコーダーを設置するのはどうかと思っています。設置してもいいのですが、やめてもいいのかもしれないです。

○事業者（株式会社環境管理センター） 補足的な意味合いもありまして、ICレコーダーも設置をしようかなとは思っております。

○先崎委員 次に、時期についてです。

渡りの調査は1期、1年かもしれないのですが、特に秋は年変動が大きく、季節内でもいつ鳥が多いか、その月の状況や風況でも変わるので、できれば2期くらいはやったほうがいいかもしれません。

また、秋の渡りの調査時期が9月から11月となっているのですが、コサメビタキという種類やムシクイの仲間は8月に渡りのピークが来ますので、この時期も調査されたほうがいいのではないかと思います。

○事業者（株式会社環境管理センター） 調査時期も詳しく検討したいと思います。今、7日から10日ピッチぐらいで小まめに調査をしていきたいと考えておりますが、状況を見ながら検討していきたいと思っております。

○澁谷会長 ほかにいかがでしょうか。

○押田委員 ご説明にもありましたが、この辺りはコウモリが非常に気になる場所です。特に上ノ国では、以前、たしか5個体くらいのコウモリがまとめてバットストライクに遭ったかと思えます。月はうる覚えですが、たしか8月頃に拾われたということがあります。また、幼獣なんかもその頃にいたりします。

コヤマコウモリというのは、北海道ではまだ分かっていない部分が非常に多い種です。また、固有種ということもあって非常に貴重なものなので、調査のときには丁寧に調べて

いただけるといいなと思います。上ノ国でバットストライクが起きていますから、恐らく、少し北のほうにもいると思います。そこで、丁寧に、季節も変え、高さも考慮して調べていただけるといいかなと考えます。

例えば、たくさんコヤマコウモリがいると分かったとき、場所なりなんなりを検討していただけるかなと思うのですが、そのあたりにも配慮しながら調査を進めていただきたいなと思います。

そういう意見なのですが、いかがでしょうか。

○事業者（株式会社環境管理センター） 専門家の方への事前のヒアリングでも上ノ国町のほうでコヤマコウモリが確認されていると言われております。この地域でもコヤマコウモリその他の重要種も含め、飛んでいるものと考えて調査をやってくださいというご指導もいただいております。そこで、高さ方向についてはかなり詳しく、3高度区分ぐらいにして、ハイリスク種としてもちゃんと把握できるような調査を考えたいと思っております。

○押田委員 まだ分からないのですが、いるものと考え、調査を進めていただけるといいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○澁谷会長 私からも1点です。

図に示されていたのですが、対象事業実施区域内に保安林が分布していますということでした。国有林と民有林の両方があるようですが、保安林の種類については分かりますでしょうか。

○事業者（株式会社環境管理センター） 132ページの図の3.2-11(2)に今のご質問の内容を記載させていただいております。

○事業者（株式会社環境管理センター） 区域内ですと、土砂流出防備保安林と土砂崩壊防備保安林になりまして、今の方法書段階の風力発電機の設置場所としてはこれらの保安林を除いている状況です。

○澁谷会長 名称から分かるように、土砂流出と土砂崩壊防備ですので、ここは除く、あるいは、あまり近寄らないように考えていただければと思います。今示されている点から何点か落ちるというご説明でしたが、近い点が2点ほど見られますので、ぜひ慎重に検討していただくことをお願いいたします。

ほかにご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 ほかに質問等がないようですので、本日の本議事についての審議は終了いたします。

これも方法書の1回目ですので、2次質問の依頼が事務局からあると思います。委員の皆様は、今日質問できなかつたようなことでも積極的に対応していただければと思います。

それでは、事業者の皆様はご退席をお願いいたします。

それでは、ここで休憩を取ります。

[休 憩]

○澁谷会長 時間になりましたので、再開いたします。

次は、議事（３）になります。

本日が１回目の審議となる（仮称）苫東厚真風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、非公開箇所に関するご意見やご質問がある場合は、一通りの審議終了後に非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にお申し出ください。

それでは、本件も１回目の審議ですので、事業概要の説明を事業者である Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社からお願いいたします。

○事業者（Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社） それでは、Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社の志水より、（仮称）苫東厚真風力発電事業環境影響評価準備書の事業の内容についてご説明いたします。

まず、発電所の諸元につきまして、準備書の第２章の３ページに記載をしております。

風力発電所の出力は３万４,３９０キロワット、風力発電機の単機出力は４,３００キロワット、風力発電機の基数は１０基を計画しております。風力発電所の出力については、風力発電機の出力等を調整し、総出力３万４,３９０キロワットを超えないように制御する計画としております。

関係自治体につきまして、こちらも同じく３ページのとおりですが、対象事業実施区域としては勇払郡厚真町、苫小牧市、また、環境影響を受ける範囲として、厚真町、苫小牧市に加え、勇払郡むかわ町も選定してございます。

対象事業実施区域は４ページから７ページに図示しております。

風車配置としては、厚真川の右岸側に５基、左岸側に５基の計画としております。

方法書時との対象事業実施区域の比較については２０ページに図を載せておりますので、ご覧ください。

主なところでいきますと、自営線や風車配置として使用しない区域を抹消しています。また、東側の海岸部について、確認された植物の重要種やタンチョウ及びチュウヒ等の繁殖地に配慮するため、風車配置をより海側に設置する計画としておりまして、これに伴い、対象事業実施区域を海側に一部追加してございます。

風力発電機の概要は４３ページに記載してございます。

ローター直径は１３０メートル、ハブ高さは１１５メートルから１２５メートル、最大高さは１８０メートルから１９０メートル、地面からブレード下端までの高さは５０メートルから６０メートルとしております。

また、周辺の他事業は４８ページに記載してございます。

他の既設及び計画中の風力発電事業はございません。

続きまして、環境保全措置につきまして、少し飛びますけども、準備書の第 10 章の 1,638 ページ以降に環境保全措置について大まかなところを記載しております。

まずは、環境の保全のための措置の基本的な考え方についてご説明させていただきます。

工事中につきましては、工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数の低減に努めること等により騒音及び振動に関する環境影響の低減を図るとともに、人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスに配慮する計画としました。また、工事中に使用する機械は可能な限り低騒音型の建設機械を使用することで騒音による環境影響の低減を図る計画としました。

工事における土砂の流出による濁水の発生対策として、素掘り側溝及び仮設の沈砂池等の工事を先行する計画としました。

動物及び植物の保全については、風力発電機ヤード、管理道路の設置に伴う樹木の伐採が最小限となる計画とすることで環境影響を低減することとしました。

産業廃棄物については、可能な限り有効利用に努め、発生量を低減する計画としました。また、工事に伴い発生した土は可能な限り敷地及び道路造成の盛土に使用する計画としました。

風力発電施設の稼働後においては、風力発電設備の適切な点検、整備を実施し、性能維持に努め、騒音及び超低周波の原因となる異音等の発生を低減することとしております。

景観については、眺望の変化に係る環境影響を低減するため、周囲の環境になじみやすいような環境融和色の塗装とする計画としました。

以上が本事業の概要でございます。

○事業者（日本気象協会） 続きまして、日本気象協会の古賀より、対象事業実施区域及びその周囲について、概況をご説明いたします。

まず、92 ページをご覧ください。

陸域における環境省の EADAS のセンシティブティマップとなります。

対象事業実施区域を含むメッシュについては、注意喚起レベル A3 が該当しております。

続きまして、95 ページをご覧ください。

こちらは海域におけるセンシティブティマップですが、対象事業実施区域を含むメッシュについて、注意喚起レベル 2 に該当しております。

次に、130 ページから 132 ページをご覧ください。

こちらは文献資料による対象事業実施区域の植生となります。対象事業実施区域の植生としましては、主に牧草地やススキ群団、ヨシクラス等が分布しております。

150 ページをご覧ください。

こちらは重要な植物群の分布となります。対象事業実施区域には特定植物群落は分布していませんが、植生自然度 10 のヨシクラス、ハマニンニクコウボウムギ群集、また、植生自然度 9 のハンノキ群落、ヤナギ高木群落等が存在しております。

続きまして、195 ページをご覧ください。

こちらは対象事業実施区域周辺の住宅等の位置になります。最も風車に近い住宅との離隔距離は東側エリアの北側の住宅で、約 0.7 キロメートルとなっております。また、配慮が特に必要な施設との最短距離は中央エリアの風車から約 2.6 キロメートルとなります。

対象事業実施区域及びその周囲の概況は以上となります。

続きまして、環境影響評価の結果についてご説明いたします。量が非常に多いので、一部の項目を抜粋して簡単にご説明させていただきます。

最初に、騒音についてです。

538 ページをご覧ください。

こちらは工事車両の調査・予測地点となります。

続きまして、544 ページをご覧ください。

こちらは環境騒音の調査地点として、建設機械の稼働や施設の稼働による騒音の予測地点となります。

予測結果ですが、582 ページに工事車両の騒音の予測結果を示しております。

工事車両につきましては、1 日の走行量が最も多くなる生コンの打設時の走行ルートで、最大走行台数により予測をしております。予測結果としては、本事業によって、平日、土曜日について、2 デシベルから 13 デシベルほど増加することが予測されておりますが、将来の予測値としましては、参考としております幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準値以下となっております。

次に、風車の施設の稼働に伴う騒音です。

602 ページから 609 ページに各季節の昼間と夜間の風車騒音寄与値の分布図を示しております。また、611 ページと 612 ページに施設の稼働に伴う騒音の予測結果をまとめております。いずれの地点、季節におきましても環境省の風車騒音の指針値以下という結果になっております。

続いて、超低周波音についてです。

施設の稼働に伴う超低周波の予測結果は 652 ページから 655 ページに記載しております。いずれの予測地点においても超低周波音を感じる最小音圧レベルを下回る結果となっております。

次に、水質についてです。

683 ページをご覧ください。

西側エリアと中央エリアの排水計画の拡大図となります。

これらのエリアの沈砂池からの排水につきましては、現在あります水路及び既設の沈砂池を通して東厚真川及び厚真川にそれぞれ流入いたします。

698 ページに西側エリアの水質の予測結果を示しておりますが、東厚真川の SS の濃度を増加させることはありませんでした。また、699 ページに中央エリアの水質の予測結果を示しておりますが、流入する排水の SS の濃度は現況の厚真川の SS 濃度を下回っていることから、厚真川の SS 濃度を増加させることはないと予測しております。

同じく、699 ページに東側エリアの水質の予測結果を示しておりますが、東側エリアは海岸の砂地の土壌でして、土壌の透水試験の結果、10 年確率及び 50 年確率の雨が降ったとしても、そのまま土壌に浸透し、地表面から海域等に流入することはないと予測しております。

次に、風車の影についてです。

710 ページをご覧ください。

環境省の資料において示されている海外のガイドラインの指針値を参考に予測、評価を行っております。

ガイドラインの指針値を超過する住宅が複数ありますが、風車設置方向に植生や地物といった遮蔽物があることから風車の影による影響は低減されると予測しております。

以上が準備書の 1 分冊目となります。

次に、2 分冊目に移ります。

動物についてです。

まず、鳥類についてです。

763 ページと 764 ページにポイントセンサス等の調査地点を示しております。また、766 ページから 772 ページに鳥類の調査結果を示しております。そして、787 ページからは希少猛禽類についての調査結果を、795 ページからは鳥類の渡りについての調査結果を示しております。渡りの経路に関しては、791 ページに記載のとおり、浜厚真海岸にも調査地点を設定しております。

826 ページと 827 ページにタンチョウの調査結果を示しております。3 年間の記録を取っておりますが、12 月から 2 月以外の月はタンチョウがいることが確認されております。

次に、重要な種についての調査結果です。

891 ページから 1,014 ページで、広い範囲ですが、重要な鳥類の確認位置及び渡り鳥の移動経路の図を示しております。この中でタンチョウの確認位置につきましては 944 ページから 950 ページに示しております。964 ページから 971 ページに猛禽類調査時のオジロワシの確認位置、975 ページから 980 ページにチュウヒの調査結果を示しております。

また、昆虫類についてですが、カワラハンミョウ等の重要な種として、甲虫類の確認位置を 1,025 ページと 1,026 ページに示しております。

続いて、鳥類の予測結果についてですが、1,098 ページから 1,110 ページにオジロワシのブレードへの予測衝突数とそのメッシュ図を示しております。同様に、1,120 ページから 1,126 ページにチュウヒの予測結果を示しております。

動物については以上となります。

次に、植物についてです。

1,249 ページから 1,251 ページが現地調査を踏まえた現存植生図となります。海岸部の砂丘の海浜草地には、ハマニンニク、コウボウムギ、ハマナス等が生育しております。その後背地のヨシ群落には小さめの池や沼が点在しておりまして、水生植物が生育しており

ます。

1,288 ページから 1,303 ページに重要な植物種の確認位置の図を示しております。対象事業実施区域において重要種 15 種が確認されたものの、改変区域で確認された重要種はありませんでした。

1,305 ページから 1,312 ページに重要な群落について記載しております。改変区域内において植生自然度 9 及び植生自然度 10 の群落が分布しております。重要な種及び群落についての予測結果は 1,332 ページから 1,356 ページに記載しております。

植物については以上となります。

次に、生態系についてです。

1,373 ページと 1,375 ページに注目種の選定種を記載しております。

本事業では、上位性注目種として、オジロワシとチュウヒを選定しております。典型性注目種として、草原性鳥類を選定しております。オジロワシについては、1,523 ページに採餌環境への予測結果、1,524 ページに営巣環境への予測結果を示しております。

オジロワシの採餌環境については、採餌場所までの主要なルート上に風車が設置されないことや主な餌資源がある河川や海域の改変を行わないこと、営巣環境については適地となる範囲は改変しないことや、周囲に好適な環境が存在していることから影響は小さいと予測しております。

チュウヒについては、1,525 ページから 1,538 ページにペアごとの採餌環境への予測結果を示しております。また、1,539 ページに営巣環境への予測結果、1,540 ページに餌資源の予測結果を記載しております。

チュウヒについては、一部のペアの採餌環境に影響が生じる可能性があるものの、造成を必要最小限にとどめることや繁殖状況に応じた環境保全措置を講じることにより、影響を低減できると予測しております。

次に、草原性鳥類についてです。

1,543 ページに生息環境の予測結果、1,545 ページに餌資源の予測結果を記載しております。

草原性鳥類については、改変に伴う生息環境の減少率が全体的に小さいこと、餌資源については、草地環境が周辺の範囲にも分布していることなどから、環境保全措置を講じることにより、影響を低減できるものと予測しております。

次に、景観についてです。

1,550 ページをご覧ください。

景観の調査・予測地点を示しております。

このうち、⑩の道の駅ウトナイ湖の展望台については、住民意見を踏まえ、調査地点に追加しております。

1,573 ページから 1,580 ページに垂直見込角が 8.7 度と今回の調査地点の中で一番大きいと予測されている眺望点の浜厚真野原公園からの眺望景観のフォトモンタージュを載せ

ておりますので、参照してください。

景観の直接改変につきましては、景観資源である浜厚真海岸で、一部、直接的な改変が生じますが、それ以外については対象事業実施区域外であるため、改変は生じないものとなっております。

眺望景観については、景観資源である浜厚真海岸が風車と同時に視認できると予測しておりますが、風力発電機を環境融和色に塗装すること等で実行可能な範囲で影響の低減が図られると評価しております。

以上が環境影響評価の結果でございます。

駆け足となりましたが、準備書の説明は以上となります。

○**澁谷会長** 次に、事務局から主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（下田主事）** まず初めに、本事業に係る手続の経過について簡単にご説明させていただきます。

本事業につきましては、配慮書は令和2年、方法書については令和3年に当審議会で審議していただきまして、それぞれで知事意見を発出しております。

これからご審議をいただく準備書につきましては、事業者による縦覧は本年8月8日から9月9日まで実施されておまして、当審議会への諮問は8月9日付でさせていただいたところでございます。

それでは、資料3-1と資料3-2を用いて説明させていただくのですが、冒頭でもありましており、資料には、一部、非公開情報を含んでおります。具体的に申しますと、資料3-1の着色されている質問事項です。一部非公開という質問項目もございますが、質問文と回答文が全体的に着色されているものが非公開のものでして、質問文と回答文が着色されていないものは公開されているものとなります。それから、資料3-2の別添資料につきましては、2-7と14-47、15-2と15-3の希少種の確認位置の図、14-17と14-41の営巢地の位置で、14-17と14-41に関しては営巢地以外の情報は公開資料にも載っております。また、風車の影の13-3の写真の内容は非公開版にしか載っておりませんので、これらの図と先ほど申しました質問に関する内容に言及する場合は、冒頭の説明のとおり、非公開審議の時間のときに言及していただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、資料3-1の1ページをご覧ください。

質問番号1-2です。

本事業については、事業者に対して、縦覧開始前に地元団体から事業中止を求める署名が提出されていますほか、アセス手続を開始してからこれまでの期間に様々な団体から意見書や中止要望書が提出されていることから、事業者として相互理解促進のための対応に問題がなかったか、それから、今後の事業についてどのように進めていくのかといった見解を質問しました。これに対して、事業者から、これまで様々な団体の方との意見交換を実施してきており、相互理解の推進を試みており、引き続き対話を継続しながら事業の推進を図ってまいりたいと考えているとのことです。

次に、2ページをご覧ください。

質問番号 2-6 です。

こちらは緑化に関する質問ですが、図書の 34 ページに緑化についての記載がございまして、3問の質問をしています。①では、切土または盛土によるのり面が少ないため、吹きつけ等による緑化は実施せず、自然な回復を促すこととするという記載がありましたが、舗装や砕石敷もされないということなのか、質問しております。これに対して、事業者から、ヤード部についての舗装は予定していないが、砕石敷は予定しており、植物が生えにくくなるものと考えていること、また、外来種の侵入が多く確認された場合は、外来種の刈り取り等、適切な対応を実施するとの回答を得ております。

次に、②では、図書の 441 ページと、ちょっとページが飛ぶのですが、そこに記載の専門家の意見を踏まえて緑化を行わないとしたとありますが、表土を保管した上で工事後に種子等が含まれた表土を戻す行為は緑化に含まれるのではないかと、また、植生の回復の経過を確認し、元の植生に戻らない場合は在来種の種子吹きつけ等の追加措置を行うのか、質問をしました。これに対して、事業者から、種子吹きつけ等の緑化はしないという意図で緑化しないという記載をしており、また、変更があったとしても元の植生に戻ると考えられるため、在来種の種子吹きつけ等は予定をしていないということです。仮に元に戻らない場合は、専門家と相談の上、在来種の生育を促すような手法等を検討するとも回答しております。

次に、③では、完成後の維持管理作業についての質問をしました。これに対して、事業者から、自然な植生の回復を促しつつ、維持管理作業において植生の状況を、年2回程度、定期的に確認し、外来種の侵入が多く確認された場合は、外来種の刈り取り等、適切な対応を実施すると回答がありました。

次に、7ページをご覧ください。

質問番号 8-8 です。

図書ですと 437 ページから 440 ページの記載になるのですが、専門家 I の意見に対する事業者回答の多くが要領を得ないものとなっているので、事業者の対応について、専門家意見のどこに対する対応となっているのか、具体的な説明を求めました。これに対して、事業者から、437 ページ記載に関しては、風力発電機の配置についての検討において、植生自然度や湿地の有無及び植物の専門家からの意見で、砂浜の植生の状況として、砂による攪乱により成立している群落などを計画に反映し、東側エリアでの砂浜部での計画については道路部やヤード部を現状の地盤高に近い計画にしたという点と説明がございまして、そのほかの専門家 I に関する事業者の対応の部分については、内容量が多いため、整理に時間を要しており、2次での回答としますと回答されておりました。この質問に限らないのですが、資料作成の締切り時間の都合等もあり、動物や生態系の質問を中心に、2次質問での回答に持ち越されているものが複数ございます。

この件に関しては以上といたします。

次に、24 ページをご覧ください。

質問番号 14-35 の④です。

こちらは一部非公開ですが、④は公開されている質問になります。

タンチョウに与える影響に関して、採餌環境の消失や移動経路の遮断、阻害といった予測の記載がありますが、風力発電機が設置されていることによって、当該地域がタンチョウに繁殖地として選ばれない、つまり、全道的な規模で考えたときの繁殖適地の減少ということは考えられないのか、質問しております。これに対して、事業者から、風力発電機という構造物の位置による影響の可能性はあると考えますが、営巣地の浜厚真海岸の湿地付近は、砂採取業者の砂山の変化など、構造物ではないものの、地形的な変化が見られるということから、建造物の存在についても、繁殖の敏感な時期を除いて、徐々に工事を進めることで影響を低減できるものと考えているとの回答がございました。

次に、27 ページをご覧ください。

質問番号 14-41 の⑧です。

現在の風力発電機の設置案では、チュウヒの営巣地、もしくは、営巣草地と風力発電機の離隔距離が 300 メートル未満と非常に近く、風力発電機の建設影響が出るとされている 500 メートルや 2 キロメートルと比べても近い範囲となっており、離隔距離の確保の不足及び営巣地付近のチュウヒ利用地の改変によって生じると予測されるチュウヒのペア数や巣立ちひな数の減少、営巣地が使われなくなる可能性について科学的データを基に評価してくださいと意見しました。これに対して、事業者から、本事業の地域は、質問番号 14-41 の⑤に記載されている風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒへの影響に関する知見の整理で示された知見に酷似した環境であり、営巣地からの離隔距離としては知見よりも離れていることのほか、現状の環境として、国道や JR、砂採取業者の重機の動きや騒音などの状況が既にあることを考えますと、営巣地として使われることがなくなることはないのではと考えていること、また、営巣環境の改変はないと考えており、ペア数や巣立ちひな数が減少する影響も小さいと考えているとの回答がございました。

最後に、31 ページをご覧ください。

質問番号 15-10 です。

可能な限り既存道路等を活用するとありますが、図書の 1,326 ページに記載されている植生の改変部を示す図を見ると、既存道路を活用せずに植生自然度の高い群落を横切るように改変される予定となっており、環境保全措置として造成を必要最小限にとどめるための改変区域の見直しの必要性について事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、中央エリアは、西側の道路がフェリー乗り場やコンテナ港への大型トレーラーが頻繁に通行しており、3 基の管理を行う上で、安全面を考慮し、造成地内での管理道を計画したところであり、もし審査において群落等の貴重性に関しての意見があれば改変区域の見直しを検討するとの回答がございました。

かなり駆け足でのご説明となってしまいましたが、本事業に係る説明は以上とさせてい

たきます。

委員の皆様には後ほどメールにて2次質問の依頼をさせていただきたいと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○押田委員 ここは私の専門の野生の哺乳類とは関係なさそうなエリアだなと思っていたのですが、全然違うことでの質問です。

学校や病院など、配慮が必要な施設のことが資料の194ページに出ていたかと思います。学校が3校あり、厚真中学校、厚南中学校、鶴川中学校と書かれています。私の記憶が間違っていたら申し訳ないですが、鶴川中学校の少し北に鶴川高校もあったかと思います。こういう資料に高校は記載しなくてもよいのでしょうか。もし落としているのだったら高校も入れておいたほうがいいのではないかと改めて気がついたのでありますが、いかがでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 高校も学校に入りますので、もう一度確認します。もし入っていないようでしたら、今後、評価書において追加をさせていただきたいと思えます。

○押田委員 図書の195ページの地図にあります。鶴川中学校とひまわり保育所の間ぐらいに鶴川高校があったかと思えます。ご検討をいただければと思います。

○事業者（日本気象協会） ありがとうございます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○先崎委員 たくさんあるのですが、要点を絞って質問します。

まず、全体的な動物の希少種への評価についてです。

事業者として何であまり影響がないという評価に至ったのかという説明が今回はあると思ったのですが、図書の目次を読むような感じであり、そういった説明が一切なかったことがちょっと気になりました。今後、準備書の説明をしていただく際、事業者、もしくは、事務局から評価理由をちゃんと説明してもらおうようにお願いします。

例えば、質問番号6-1です。

チュウヒのほか、タンチョウもそうですが、1次質問で具体的にどういった数値的な根拠をもって影響が少ないと評価したのかを質問しているのですが、答えが感想のような感じでしか返ってきていないのが非常に気になりました。

営巣地からの距離という点では、営巣地のヨシ原の存在が大きな要因となっていると考えており、周辺の人為的環境に大きく影響されていないのではないかと考えておりますと書いています。ただ、この地域で行われた研究で、ヨシ原の面積が大きくなるとチュウヒのペアの数は増えるのですが、それとは無関係に、ヨシ原の周囲の環境によってヨシ原中のチュウヒのペア数の繁殖成績を左右しますということが客観的に示されています。専門家の意見にもありましたとおり、それに基づいて、今回の改変で個体数がどのくらい減

ったりするかも試算されているのですが、それに対してどう考えているのかをお答えください。

○事業者（日本気象協会） 確かに文献で試算が上がっていることは存じております。ただ、3年間、現地調査をやってきたところですが、その中での営巣状況や繁殖成功例に鑑みた上での回答とさせていただきます。

また、有識者から、今回、アセスで調査している以前からの営巣地の場所はお聞きしておりました。準備書にはその点は記載しておりませんが、それも踏まえての予測、評価として述べさせていただいたところです。

○先崎委員 全然回答になっていないですし、正直、理解できません。

影響が小さくなるということを数値で示していただかないといけないと思います。これまでの知事意見でも、そういうことをした上で計画を進めてください、それができないのだったら基数を削減するか、抜本的な見直しをしてくださいと言われていたと思うので、それをやっていただきたいと思います。

今回幾つか質問もしていて、代替案はないと言っているのですが、要は主観的に風車の位置をぼんぼんと置いて、影響が小さいだろうなどやっただけですよね。この点についてはどうでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 代替案として、こういう形というものがあったかと思いますが、まずは範囲として示したと聞いております。その上で、今回の現地調査の結果から、例えば、植物の重要種、チュウヒの営巣地、タンチョウの営巣地もありますが、そういったものへの影響から少しでも離しての風車配置としております。また、地権者のことも加味し、準備書での風車配置を決めておりますが、代替案は示したところがないです。

○先崎委員 検討した風車配置案ごとに影響の程度を比較していただきたいという質問をしているのですが、それはこれから評価結果を示していただけるということでもいいですか。

取りあえず行動圏にかぶっていないから風車を置いてみましたというのは科学的な影響評価の手続としては不適切だと思います。タンチョウにせよ、チュウヒにせよ、オジロウシにせよ、この案が環境影響を低減するに当たってベストであって、かつ、十分に影響を低減できるということを示していただく必要があると思います。

やっていただけますか。

○事業者（日本気象協会） 今、委員がおっしゃられたのは、準備書で示した風車配置それぞれでどう配慮したかを示すということですか。

○先崎委員 そうです。それがベストであって、かつ、十分に環境影響を低減できていることを数値で示していただきたいということです。1次質問でも幾つもそういう質問をしているのですが、回答が得られていない状況と理解しています。

○事務局（川村専門主任） 今、先崎委員から数値で示してほしいというご意見をいただきました。おそらく、今後の流れとしては2次質問でそういった質問をさせていただくことになると思うのですが、回答するのにどれぐらいの期間が必要と見込んでいるか、参考

までに教えていただけますでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 1次質問をいただいてから回答するまで1週間から10日ぐらいだったかと思います。質問の量もあるとは思いますが、同様の期間で返せればと考えております。

○事務局（川村専門主任） 1週間程度で数値に関する資料を出せると理解してよろしいでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 今言いましたように、質問の量はありますが、1次質問と同様、1週間から10日程度で進めたいと思います。

○先崎委員 私の感覚ですが、1週間で十分な回答をするのは無理だと思いますよ。これはコメントですが、そちらで考えていただければと思います。

○澁谷会長 私からもコメントさせてください。

今、説明と回答を聞かせていただいたのですが、私も先崎委員と同じ感想を持っています。何々と考えておりますという回答が非常に多いのです。事業者はそう考えているのかもしれませんが、定量的に、客観的にどうだという回答がほとんどないのです。ですから、正直に言うと、中身が分からない回答が非常に多いということです。

先崎委員は定量的にとおっしゃっていますが、私も同じ意見です。数字が出せるものは数字をできるだけ出していただき、加えて、その判断の根拠もできれば示していただきたいのです。

例えば、事業をやっているところと営巣地の距離があるかもしれませんが、その距離は単純に線型になるのか、場合によっては2乗、3乗と曲線的になるのか、そういうこともあり得ると思うのですが、そういうことの説明がない回答が非常に多いと思いました。

もう一つ気になるのは、もう準備書の段階でして、ここでの審議に係るフェーズとしては最後となります。そういう段階なのにこうした定性的な回答が多いと我々としては非常に不安というか、信頼性の高いアセスを行っているとはなかなか考えられない、感じられないのです。ぜひ次のときには努力していただきたいと思います。先崎委員から回答が必要な項目を指摘していただければ一番いいかと思うのですが、私も同じように感じましたので、そこを考えていただきたいと思います。といいますか、それを考えていただかないと議論が進みません。これ以上の手続もスムーズに進めることができなくなると思いますので、十分に検討していただきたいと思います。

先崎委員、中断して申し訳ございません。続けてください。

○先崎委員 ほかとも関わるかもしれませんが、質問番号8-9です。それから、先ほどのところもそうです。チュウヒの営巣地と改変区域、もしくは、風車との距離が近いのです。ページ数は分からないのですが、海側の風車だとチュウヒの営巣地と風車の距離が二百数十メートルで、改変区域との距離がもっと近くて百数十メートルです。正直、これを大丈夫だと言っている指針はありませんし、こんなものを建てて大丈夫だとは考えられません。

一部非公開のところで、質問番号14-41の⑧です。

ここで事業者が挙げている根拠は、風車が建っているところにチュウヒが定着したという状況であって、チュウヒがいるところに風車を建てたもののリファレンスとして使うのは不適切だと思います。状況がどのくらい似ているのかも分かりませんが、これも定性的で、こんなものに従って営巣地のそばに風車を建てますというのはやはり成り立たないと思います。

離隔距離に関しては指針があり、私の研究では 500 メートルの中の採食地の面積が減ると極めて重要な影響を与えますので、ここは確実に考えていただくべきだと思います。もっと言うと、2 キロメートルの中の改変面積もすごく大事なのですが、少なくとも 500 メートル以内に風車があるというのは不適切だと思います。それも踏まえ、離隔距離については今後どう考えていくのか、教えていただきたいです。

○事業者（日本気象協会） 今のご意見に対して質問があるのですが、風車の位置が 500 メートル以内という意味なのか、営巣地から 500 メートル以内での改変地ができるというところが問題なのかという点ではいかがでしょうか。

○先崎委員 どちらも問題です。500 メートルの中の採食地面積が減ること、また、人工構造物ができるということの両方を見えています。風車をつくと、採食地ではないところにつくれば採食地面積は減らないのですが、人工構造物の面積が増えるわけですね。ですから、この二つの効果がチュウヒの営巣数やひな数にも影響するということです。

○事業者（日本気象協会） 要は、風車という建築物でなくとも、道路や工場の立地も含めてということですか。

○先崎委員 そうです。風車であっても、採食地を減らしたり、人工構造物をつくったりという点では配慮しなければいけないということですよ。

もう一点、大事なのは、すごく大きな建築物が営巣地のそばに建つということで、タンチョウもそうですが、チュウヒが逃げるかどうかという知見がないのです。そうすると、営巣地、もしくは、重要な生息地から風車までの距離についてはかなり安全側を取らないといけないと思います。また、人為的攪乱が大きな環境で、人がたくさんいるということを根拠にして、すごく大きな構造物ができることの影響を小さいとするのはよくないと思います。知見がない中でやっていかななくてはいけないと思うのですが、今後、そこは区別していただきたいと思います。

○事業者（日本気象協会） 500 メートル及び2 キロメートルという点を踏まえ、予測、評価についても一度検討したいと思います。

○先崎委員 関連してもう一つありまして、質問番号 8-9 の見落としのことについてです。

今年も調査されているということだったのですが、風車立地案を出していますよね。これとこれまでの調査で確認されたチュウヒの営巣地の最短距離はどの程度になっていますか。今年の調査結果で変わっていますか。

○事業者（日本気象協会） 今年確認できている営巣地と風車の位置関係は確認しています。

○先崎委員 一番近い風車からの最短距離はどの程度ですか。

○事業者（日本気象協会） 今すぐには出せません。

○先崎委員 見落としについて情報が得られていなくて、おおむね把握できていると考えていますという回答がどこかの質問であったと思います。過年度の調査の見落としに関しては幾つかあるのですが、基本的には1夫2妻のペアで、繁殖は失敗していると私は認識しています。ただ、雌が別ですので、このデータはペア数が過小に評価されている状況です。ですから、チュウヒの行動への環境影響評価というのは結構厳しいといえますか、成り立たないもので、過小に評価されているということを確認していただきたいと思いますし、今後どう進めていくのかは私には分かりませんが、よくない状況であるということをしかりと認識していただきたいと思います。

もしかしたら今年データが出てくれば少し改善するのかもしれませんが、その点はお伝えしておきたいと思います。

ほかにもたくさんあるのですが、あとは2次質問で書きます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○白木委員 図書の鳥類の確認位置の図がたくさんありますよね。ほかの種でもそうかもしれませんが、例えば、オジロワシを見ると、止まり、探餌止まり、誇示止まりなど、いろいろな記号で分けられていて、その中に狩りをした場所もあります。

例えば、964 ページはオジロワシの令和3年の調査の図ですが、黒い枠で囲まれた円がたくさん落ちていて、それが緑になっているというのはどれを示しているのですか。単なる止まりということですか。

○事業者（日本気象協会） 委員が今言われている、黒丸で示されているところが止まりになります。中の色が飛翔区分Lと同様の色になっていると思いますが、黒丸で囲ってあるところは止まりと認識していただければと思います。

○白木委員 周りの枠が黒で、中が緑などに塗られているのが止まりですか。

○事業者（日本気象協会） そのとおりです。

○白木委員 それは、探餌止まりとか、誇示止まりとかとは別に分けられているということですか。探餌止まりはあまりないような感じですが、どう見ているのですか。

○事業者（日本気象協会） オジロワシの場合、探餌止まり等は少なく、止まりが多かったため、このような表示としております。ただ、幾つか重なっている点もあります。

○白木委員 いっぱい重なっていると思うのですが、例えば、オジロワシは、日中、高く目立つようなところに止まっているときは、大体、餌を探しています。彼らはチュウヒみたいに長く探餌飛行をするより、高いところに止まって水域を見渡し、餌があったら捕りに行く探餌行動のほうが多いかと思うのです。止まり場所については日中に調査をされているので、餌を探しているときの止まりではないかなと思うのですね。

このように止まり点はたくさんありますが、実際に餌を捕った場所、例えば、狩りをした場所がほとんどないのです。数時間ぐらい止まることはしょっちゅうありますし、その

後、餌を捕りに行くこともあると思うのですが、餌を捕っているところまで見ることができているのか、ちょっと気になりました。止まりに対して、どのぐらいの割合で採餌行動まで見られているか、分かるようなものをつくれませんか。

○事業者（日本気象協会） 委員の言われていることは理解できましたので、そういったデータについてもご用意させていただきたいと思います。

○白木委員 餌を捕った場所がこの図には載っていないということですか。

○事業者（日本気象協会） 載っているのですが、重複しています。また、飛んでいるということでの採餌の点も落としています。低空で取っているものが緑色で示されていますので、ちょっと見にくくなっています。

○白木委員 見えないだけで餌を捕った場所がこの中に落ちているということですか。

○事業者（日本気象協会） そうです。魚を捕っていることは確認が取れておりますので、そういった資料を別途おつくりしたいと思います。

○白木委員 分かりました。では、次回までによろしくお願いします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○先崎委員 聞き忘れといえますか、幾つかあるのですが、質問番号 8-3、もしくは、質問番号 8-4 の専門家からの意見についてもう一回確認します。

ヒアリングを方法書以降に行ったが、準備書のときに掲載していない方がいるということでしたよね。これは全て辞退されたという理解でよろしいですか。

○事業者（日本気象協会） 方法書の際に手法等ではご意見をいただけたのですが、予測、評価まではし切れないと言われた先生もいらっしゃいますし、お声をかけたのですが、ご辞退された方もいらっしゃいました。

○先崎委員 方法書以降にヒアリングをした専門家に対し、準備書に掲載するために声はかけているという理解でよろしいですか。

○事業者（日本気象協会） そうです。方法書のときにお声をかけて意見をいただけた先生には、準備書の際にもご連絡させていただいております。

○先崎委員 専門家の選定基準といえますか、何か恣意的に掲載するしないを決めているのではないかという気がしたのですが、その点はいかがですか。

○事業者（日本気象協会） ヒアリングを行ったが、準備書に載せていないということですか。

○先崎委員 調査結果の説明はしたが、準備書用のヒアリングはしなかった方がいるのではないかということです。

○事業者（日本気象協会） 調査結果をお見せし、ご意見をいただけた先生方もいらっしゃいます。

○先崎委員 それで載せていない方もいるのですよね。

○事業者（日本気象協会） その方たちからのご意見も準備書には載せさせていただいています。

○先崎委員 辞退された方以外の意見は全て載っているという理解でよろしいですか。

○事業者（日本気象協会） ご辞退された方は、現地調査結果をお見せする以前に辞退されていますので、そういったお話までは記載しておりません。

○先崎委員 私の勘違いでした。申し訳ありません。

次に、オジロワシについてです。

3年に一度ぐらい、よく当たる年が来るかもしれないという結果になっていますよね。質問番号は分かりませんが、そういった考えを取り入れ、今後、評価しますという回答だったかと思います。具体的にどうするのかについて説明していただけますか。

○事業者（日本気象協会） 現地調査を3年やったうちの1年は多く確認されたということを書かせていただいたのですが、その内容についてご質問がありまして、その上で、現状では、3年に一度、衝突確率が高くなってしまおうという点を最大として予測評価する方向に持っていこうかと考えております。

○先崎委員 そうすると、配置を再検討したり、基数を削減したりということが必要になってくる可能性があると思うのですが、それに関してはいかがでしょうか。

○事業者（日本気象協会） その点に関しては、今、この審議会でお答えできるものではないかなと思っています。そういったご意見を伺った上での検討になるかなと思っています。

○先崎委員 それは、そういったことを検討しない可能性もあるという理解でよろしいですか。どんなに影響があると数値的に予測されても、配置を再検討するところまではいかないかもしれないという理解でよろしいですか。

○事業者（日本気象協会） 配置の検討ということで可能性はあります。

○先崎委員 承知しました。

○澁谷会長 私からも少しお聞きします。

1冊目の図書の136ページ、137ページの色がついている植生の図です。西側のほうは畑か草地なのでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 西側に関しては造成された跡地で、中には畑もありますし、放棄状態で草地になっているところが多いです。

○澁谷会長 法令関係については海岸に関してはほとんど分からないのですが、東側のほうは、一般的な言葉で言うと、海岸と呼ばれる地域だと思います。一番海側の海浜性の草原みたいなところですね。黄色があるので、群落があるということだと思いのです。風車の設置予定位置だとその他の群落になっているのですが、これは具体的にどういう植物群落ですか。

○事業者（日本気象協会） 136ページ、137ページに載せている図は、現地調査をする以前の航空写真から収集した情報でして、オレンジ色で塗られたところは、大まかにヤマアワ群落として示させていただいております。

○澁谷会長 説明が早くてついていけなかったのですが、この地形を見ると、その後ろに

ヨシやガマがありますので、普通に考えると砂丘の後背湿地だろうと思います。

○事業者（日本気象協会） その点がちょっと違います。

この湿地になっているところは、一度、砂の採取をしており、そのまま残された場所にして、どうしても低い状態であり、そこに地下水的な淡水が浮いてきて、ヨシ原になっているという状況です。

○澁谷会長 分かりました。普通で言うと、砂丘があつて、その後背湿地があつて、湿地があるということなのですが、要は人為的な影響からのものだけということですね。

ちょっと気になるのは、風車の設置予定位置です。海浜性の草原が広がっているところで、先ほど緑化の話があつたのですが、多分、ここは緑化が非常に難しい地域になると思うのです。それでも外来種にも注意しながら在来種でという回答をお聞きしたような気がするのですが、そういう技術は未確立といいますか、ほぼないと思うのです。その点についてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 今回、海浜ということで、在来植物では難しいというところはあると思っています。先ほども簡単に説明したのですが、西側の海岸部、特に東と西を結ぶ管理道については、ほぼ現状の地盤高といいたいでしょうか、地形と同じ高さぐらいでの道路設定をしております。

現状、この地域は、砂浜が海のほうに張り出しているような状態で、広がっておりますし、南側からの風によって砂が入り込み、内陸の湿地、ヨシ原ぐらいまでの間はかなり砂の出入りが激しくなっていて、そのおかげでこういった植物群落が攪乱されながらもずっと続いているのかなと思っています。そういった環境を残すため、道路によって高いのり面等をつくって、砂の移動等をなるべく防ぐ計画を考えております。

また、植物については、国道から風車配置まで南北に延びる道路があるのですが、その一部はのり面ができますので、そこについての植生の回復ということで手を入れたいなと思っています。東西に走る道路付近については原状復旧といいますか、そのまま戻らないか、計画しているところです。

○澁谷会長 道路の話まで出てきて、全体をちゃんと理解できていないと思うのですが、新たに道路というか、車が走るような道が設置されるというお話なのですね。まず、既設の道路が近くを通っていますよね。そこから風車設置予定位置まで延ばす、あるいは、そこをカバーできるような道路が設置されるというご説明だったと思うのです。ただ、そののり面を高くし、砂の移動を抑えるということはちょっと違いますよ。それはまずやり方です。

○事業者（日本気象協会） 今、逆の説明したようで、申し訳ありません。

東西に走る風車を結ぶ道路に関しては、現状の地盤との高低差をなくすため、できるだけ現状の高さを維持する予定です。

○澁谷会長 そのほうが適切だとは思いますが、逆に、そうだと砂の移動が常にくわいで、ますます緑化は難しくなると思うのです。今ここでお答えしていただかなくて結構

ですが、そういう砂がどんどんと移動してくるところで緑化が必要だというとき、どういう技術が有効なのかです。私は成功した現場を見たことがないです。次回にでもいいですから、できるだけ具体的にお話をいただければと思います。

今のご説明だと、海岸が広がっていて、でも、砂は移動しているということでした。多分、緑化に関しては非常に厳しい環境だろうと思いますが、今お答えできることはありますか。

○事業者 (Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社) ここでお答えするというわけではないのですが、松島委員にも石狩のほうで海浜植生の実験をされているということもあります。その中では、外来種ではなく、現存する種を用いた植生の育成方法として目覚ましい成果が上がっています。それがどこまでの緑化かはあるのですが、そういうものこちらの計画で用いるのは有効でしょうかということで松島委員にご相談差し上げたところ、現状の様子を見て考えればいいのではないかというご意見もあったので、こういう回答としています。

○澁谷会長 松島委員のほうが専門ですし、松島委員が対応されていたということなのですね。

○松島委員 今、名前が挙がったので、私からもコメントさせていただきます。

海浜の植生の定着についてですが、澁谷会長がおっしゃるとおり、とても大変です。一度剥がしてしまうと、ここは砂地なので、砂が飛んでしまいます。私が知っている自然海岸なんかでも、例えば、車が走った後、その植物がなくなり、風の通り道になって非常にえぐれてしまうなど、かなりの影響があります。ですから、植生を復元するときには注意が必要だということに配慮していただきたいと思います。

私がこの間にご指摘したのは、復元するとき、むしろ、逆に余計なことはしないほうがいいということでした。下手に客土して緑化する、特に急速緑化しようとするすると外来種の温床になってしまう可能性が高いということで、やるのであれば、下手に手を入れるのではなく、様子を見ながら、回復度合いを見て、遅いところには手を入れるなど、状況を見ながらやるのがいいだろうというコメントでした。

○澁谷会長 多分、放置しても短期間では戻らないので、まず、現状で有効な技術があるのかどうか、本当に緑化が可能かどうかをしっかりと調べていただければと思います。私は海に関しては素人ですが、おそらく、少しでも緑を戻そうとすると工作物を置くしかないと思っています。要は、飛砂を少し抑える、あるいは、風を少し弱めるような低い工作物を置くしかないということです。でも、それは有効かもしれないですが、好ましくありません。そういうこともあるので、可能な範囲で調べていただければと思います。2次質問で私から質問するようにしますので、よろしくお願いします。

委員の方からほかに何か質問等はないでしょうか。

○松島委員 景観のことについてです。

ちょっと気になったのは質問番号 17-4 です。景観に関して質問事項が幾つかあったと

思うのですが、回答としては景観配慮色等を使うことで影響がないだろうと考えているということでした。先ほどの先崎委員のご意見とも重なるのですが、結局、影響があるかないか、根拠がないと示しづらいと思います。

例えば、景観への影響を評価しているのが2冊目の1,621ページや1,622ページ等にあるのですが、視野角が4度ぐらいいを超えてくると、基本的には負の影響を与える結構大きい角度だと思います。また、1,622ページでは、浜厚真地区や浜厚真海浜公園が視野角7.8度未満ということで、その一つ上の8度の圧迫感を覚えるようになるよりは下回っているからあまり影響がないというような書き方に読めるのですが、負の意味で風力発電機を気にするようになるとされている4度を超えていますので、ネガティブなインパクトがあるのではないかなと思います。

僕からの提案ですが、説明会を開き、住民やそこを利用している方たちに話を聞くとともに、フォトモンタージュ写真を見せてコメントをいただくようにしたほうがいいのではないかと思います。

事業者の方が影響はないと言っても、多くの人は本当かなと気になると思うのです。ですから、影響がないということについて客観的な評価をされるといいのではないかと思います。

○事業者（日本気象協会） 確かに、垂直視野角等で若干大きい角度のところがあります。それも一つの評価の指標ですが、フォトモンタージュをつくって、実際の景色の中に風車を置いて、それで見え方がどうなるのかも一つの指標になると考えております。

準備書にフォトモンタージュを掲載しておりますし、先日、住民説明会もやらせていただき、そこでもフォトモンタージュ等を示して住民の皆様にご説明したところです。

今後、住民の皆様のご意見を意見書という形でいただきますので、それも踏まえ、今後、住民の皆様には引き続きご理解をいただけるようにしたいと考えております。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 ご質問やご意見がないようですので、ここでこの件についての非公開審議について確認をいたします。

委員の皆様から、非公開箇所に関してご質問やご意見がある場合は Zoom で挙手をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 ないようですので、非公開審議は、なしといたします。

本議事については今日の審議で終了となるのですが、委員の皆様からのご質問やご意見が多そうですし、正直に言いますと、今日の事業者の回答も適切ではないかなと思うものも結構あったと思います。通常ですと3回ぐらいいの審議で答申ということになるのですが、私と事務局で審議の状況を見て、審議を重ねたほうがいいと判断した場合は審議回数を増やすか、書面での会議を開催するかで対応したいと思います。

この判断に関しては私と事務局にお任せをしていただきたいと思います。

それでは、この件の審議は以上とします。

事業者の皆様はご退席をお願いいたします。

続きまして、議事（４）に移ります。

本日が３回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）木古内風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から主な３次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文案たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（道場主任） では、事業の概要についてですが、図書の４ページをご覧ください。

本事業ですが、木古内町に単機出力 4,000 キロワット程度の風力発電機を 12 基設置する計画であり、総出力は最大 4 万 8,000 キロワットとなります。区域の位置は木古内町の西側に位置していきまして、赤い点で示された箇所が風力発電機の設置予定位置となっております。

次に、24 ページをご覧ください。

区域周辺の他事業の位置が示されていますが、約 10 キロメートル離れた位置に（仮称）知内風力発電事業がございます。この図書の公表後であったため、本図書のページには載っていないのですが、以前に審議しました（仮称）焼山風力発電事業の配慮書と区域が重複しているという状況です。

なお、焼山風力の風力発電機の設置想定範囲とは重複しておりません。

続きまして、区域及びその周囲の概況についてです。

まず、動物について、62 ページをご覧ください。

コヤマコウモリの分布情報が出ておきまして、隣のページには鳥類、EADAS のセンシティブティマップがあり、区域周辺メッシュがクマタカ、オジロワシの情報によって注意喚起レベル B 及び C となっているほか、めくっていただき、77 ページをご覧くださいと、対象事業実施区域とその周辺にてハヤブサが確認されていることが分かっております。

次に、植物について、91 ページをご覧ください。

こちらは現存植生図ですが、区域内はトリアシショウマーミズナラ群集や植林地がそれぞれまばらに分布しておきまして、その中で同じく植生自然度 9 のチシマザサーブナ群団も区域内にまばらに分布しております。

植生自然度の図が 94 ページにありますので、こちらもご参照ください。

次に、配慮が特に必要な施設について、134 ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設が周囲に存在しておりません。住宅等は最近接となる場所が区域の南部にございまして、約 0.8 キロメートルの離隔距離となっております。

次に、170 ページをご覧ください。

こちらは国土防災関係の図ですが、まず、区域の大部分が水源涵養保安林となっております。

まして、めくっていただき、175 ページを見ますと、こちらも防災関係の図ですが、南部に土砂災害警戒区域があるほか、崩壊土砂流出危険地区や山腹崩壊危険地区が幾つか存在しております。

最後に、景観について、ページが飛びまして、258 ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点と可視領域が載っている図ですが、身近な眺望点を含め、計 10 地点が選定されておまして、一番近いところで大川林業研修センターが対象事業実施区域に近い眺望点となっております。

図書の概要は以上とします。

続きまして、資料 4-1 を用いまして、3 次質問と事業者回答、また、答申文案たたき台に関する質疑についてご説明いたします。

まず、4 ページをご覧ください。

質問番号 2-15 です。

本図書公表後に新たに公表されました配慮書事業である先ほど説明した事業について、2 次質問にて累積的影響に関して別事業の風力発電機の配置や仕様に関する情報が得られ、別事業の事業者より予測諸元の仕様及び図書の掲載についての許可が得られれば累積的影響の予測を実施するという回答が 2 次質問でありました。そこで、3 次質問で、仕様が明らかになる準備書段階であれば累積的影響の評価をするのか、また、他事業者との情報提示は行うのかを伺いました。これに対して、事業者から、他事業が準備書以降の段階であれば他事業者の許可を得た上で累積的影響評価、影響の予測の対象とするよう検討し、他事業者から本事業の情報が求められた際も、その時点で本事業が準備書以降の段階であって、配置や仕様が明確になっている場合は他事業者へ本事業の情報を提示しますという回答を得ております。

次に、13 ページをご覧ください。

質問番号 4-10 です。

3 次質問はないのですが、建設機械の稼働時における騒音の状況を把握できる時期及び期間について 1 次質問及び 2 次質問で質問しております。発電所に係る環境影響評価の手引では、調査期間について、1 季から 4 季について、平日または休日、あるいは、その両日とされていることを踏まえ、土曜日に調査を実施する必要はなく、また、季節を 1 季のみとすることが妥当であるとした根拠を伺いました。これに対して、事業者から、その指摘を踏まえ、春季及び秋季の 2 季での調査を実施すること、環境騒音は平日と土曜日で違いはないと考えていて、測定期間は必ずしも土曜日を含めた日程とはしないという回答を得ております。

次に、19 ページをご覧ください。

質問番号 4-27、また、同じページに質問番号 4-30 も載っているので、そちらをご覧ください。

こちらは動植物の踏査ルートで、上が動物で下が植物の質問になります。

2次質問にて、踏査ルートを示していただいたのですが、一部、風力発電機周辺が網羅されていないということから、調査の際は当該風力発電機の設置検討箇所のほか、風車ヤードや作業道に沿って踏査ルートが網羅されているということなのか、また、進入が不可能な場所には風車を設置せず、進入可能な範囲で設置地点や作業道を設定し直すということなのかを伺いました。これに対して、事業者から、風力発電機の設置検討範囲に加えて、ヤード、作業道など、改変の可能性があるエリアに基本的には踏査ルートを設定する考えであること、また、対象事業実施区域及び周辺の概略を把握するという観点から周囲の植生や地形等の状況を踏まえた生息環境を把握できるようルートを検討するということ、当該地域の動植物相が把握できる地点とルートを設定し、調査を実施した上で、得られた結果より、調査が困難な範囲における動植物相を推定するのですが、推定が困難である地点については改変区域から除外することを基本に考えているとの回答を得ております。

なお、植物に関しては、別添資料として資料4-2で踏査ルート案が示されております。2次質問でも示されたのですが、そこからさらに修正されたルート案が示されておりますので、適宜、ご参照願います。

簡単ですが、3次質問と事業者回答についての説明は以上といたします。

続きまして、資料4-3の関係町長の意見について簡単に紹介いたします。

本事業の関係町は木古内町及び上ノ国町となります。

まず、木古内町長からは、事業計画においては地域住民及び関係自治体等に対し、事業内容や事業が及ぼす影響などについて情報提供と丁寧な説明を行い、理解を得るとともに、周辺の環境保全について配慮しながら事業計画を進めていくことという意見がございました。

裏面をご覧ください。

次に上ノ国町長の意見からは、発電施設の規模にかかわらず、検討段階から建設予定地周辺の環境に配慮した対応を求めるといった旨の意見がございました。

資料4-3については以上といたします。

最後に、資料4-4の答申文案たたき台についてご説明いたします。

たたき台は、これまでの審議の結果を勘案し、Q&A等を基に作成しております。

たたき台の説明に入る前に、前回の第5回審議会において、奈良委員から景観や風車の影の意見の文末に関する意見についてご指摘がありましたので、その対応結果をご報告いたします。

まず、奈良委員からいただいた意見は、景観に対する影響についての意見の文末で、今回の木古内の案件のたたき台にもあるのですが、2ページの(3)風車の影のイの最後の部分です。「主要な眺望景観への影響が回避または十分に低減されているかの観点から客観的に評価すること」の表現を「回避または十分に低減すること」などと言い切った表現とすることはできないかといったご意見がありました。これに対する事務局の対応ですが、総括的事項の(1)において、全ての環境項目に対して、2の個別的事項の内容を十分に

踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、確実に環境影響を回避または低減することを求めています。これは適切な評価を行うための手法に対する具体的な指摘に関する意見を述べているものであって、方法書に対する答申文における従来どおりの表現としているので、今回も表現を変えず、従来どおりとしております。

本件に関する知事意見ですが、風車の設置や景観への重大な影響が懸念される眺望点がある際に付すものとなっているのですが、本事業と次の議題になっています長万部風力発電事業に関しては、景観についてはそういった意見を付しておりませんので、ご注意願います。

しかし、先ほど説明したとおり、風車の影のイの文末における表現については、今説明しました内容の対応としておりますので、ご確認いただければと思います。

前置きが長くなってしまったのですが、たたき台の説明に移ります。

まず、前書きです。1段落目では、従来どおり、面積や出力、発電機の諸元等を記載しておりまして、2段落目では、後に説明する個別的事項に関する内容としまして、重要な自然環境のまとまりの場や希少鳥類の生息について記載しておりまして、3段落目では、以上を踏まえ、次の事項についての的確に対応することとしております。

次に、総括的事項についてです。

まず、(1)は、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること、以降の個別的事項の内容を十分に踏まえ、評価項目、分類群ごとに最新の知見の収集、地域の状況に精通した複数の専門家等の助言などを得るなどしながら各環境要素に係る環境影響について調査等を実施し、その結果を計画に反映させること、重大な環境影響を回避、低減できない場合、あるいは、そういったことを裏づける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など、計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避、低減することを求めています、こちらの記載は従来どおりとなっております。

次に、(2)は、本事業の手續開始後に配慮書手續を開始しました(仮称)焼山風力発電事業による影響の懸念がありますので、そちらの事業があることを踏まえて適切に対応するよう求めています。

次に、(3)は、相互理解の促進のため、関係町、関係機関、住民等への積極的な情報提供と説明をすることということで、こちらも従来からつけているものとなります。

最後に、(4)は、図書の公開についてということで、図書の印刷、ダウンロード、縦覧期間終了後の継続的な公表を求めています。

次に、個別的事項についてです。

まず、(1)は騒音及び振動についてです。風車の配置の検討に当たってはできる限り住宅から離隔することなどによって影響を回避、低減すること、建設機械の稼働に伴う騒音調査の適切な回数及び時期の設定をすること、不確実性や風車騒音に含まれる拡幅変調音や純音性の成分などによって不快感が生じる可能性も踏まえ、適切な風車配置や機種選定などによって可能な限り影響の低減を図るとともに、施設稼働後に影響が確認された場

合の対策について検討すること、ほかの風力発電事業と工事時期、利用区域が重複する場合は、当該事業との騒音、振動の累積的な影響についても適切に調査等を行うことを求めています。

次に、(2)は水質についてです。アとして、区域内に木古内川とその支流の集水域がありまして、それぞれ農業利用等がされているという状況から、水域利用の状況を踏まえた上で影響を回避するなどの環境保全措置を講じること、また、イとして、局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとなるよう意見しております。

次に、(3)は風車の影についてです。住宅が区域周辺にあると説明しましたとおり、0.8キロメートル先にありますので、できる限り離隔することなどによって影響を回避、十分に低減すること、施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短にかかわらず、人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含め、影響を回避、十分に低減できるかの観点から評価することを求めています。

なお、累積的影響についてですが、現在、他事業と住宅等との離隔距離が十分に取られていますので、累積的影響の意見は付していません。

次に、(4)の動物についてです。

まず、アでは、図書の中で踏査ルートが示されていないことから、十分な精度で予測、評価できるルートの設定について求めています、イでは、適正な調査地点と範囲、トラップ数についての意見であり、こちらは従来つけている意見となります。

ウはコウモリのことになるのですが、今回の木古内の案件ではコヤマコウモリの分布情報が出てきているということがありましたので、コヤマコウモリに触れた上で、コウモリ類のバットストライクの影響について調査、予測、評価を実施することを求めています。

エでは、ハヤブサ等の生息や渡りの多い白神岬周辺であることを挙げ、バードストライクや移動経路の阻害等への影響について適切に調査、予測、評価を実施することを意見しております。また、白神岬周辺となる本事業の周りに複数の風力発電事業が計画されていることから、従来の記載に加え、白神岬周辺であること、配慮書手続開始済みの風力発電事業が複数あることを踏まえた意見を追記しております。

直近で審議している道南事業が複数あるということで、それを踏まえた意見となっております、過去にあった知内町や福島町の案件と同様の意見となっております。

最後に、オですが、哺乳類、鳥類のみではなく、昆虫類など、ほかの分類群についても適切に調査等を行うことを求めています。

次に、(5)の植物についてです。

ア及びイでは、動物と同様、図書内で踏査ルートやコドラートが示されていないことに触れ、適切に予測、評価できるルート、地点の設定について求めています、ウでは重要な植物種や群落の回避を最優先することについて意見しております。

最後に、エですが、外来植物が拡大、侵入しないよう、施工方法や拡散防止対策を検討して準備書に記載する旨を意見しております。

次に、（６）の生態系についてです。

まず、アでは、現地調査の結果に応じて注目種、餌資源を見直すことを含めた検討をしまして、その経緯を準備書に示すということを求めておりました、イでは、各栄養段階の種間関係を適切に踏まえること、採餌に係る影響の予測の際には、施設の存在、稼働や工事が餌種やその生息環境に与える影響についても評価に含めること、ウでは、改変を最小限とすること、また、植生自然度の高い区域など、そういった樹林地の存在等も確認し、回避を最優先に環境保全措置を検討するような意見としております。

次に、（７）の景観についてです。

風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件でフォトモンタージュを作成すること、また、累積的影響を求めた意見としております。

先ほど近くに主要な眺望点があると言いましたが、すごく大きな影響があるようなことにはなっていないので、今回はフォトモンタージュを適切につくるようにという意見を述べております。

次に、（８）の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。事業地と木古内町の市街地の間に道南トロッコ鉄道という場所が存在しておまして、アクセス特性への影響が懸念されるということで、利用状況等については十分に調査し、適切に予測、評価を実施するような意見としております。

最後に、廃棄物等についてです。こちらは従来 의견と同様で、廃棄物や残土の発生抑制に努め、最終処分量や再生利用量、中間処理量等の把握を通じて適切に調査等を実施するような意見としております。

以上が本事業に係る説明となります。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○**澁谷会長** それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご意見やご質問をお願いいたします。

○**押田委員** 答申文案たたき台の動物のところではコヤマコウモリの名前をしっかりと入れていただいたことは非常にいいと思います。特に否定的な意見ではなくて、これは非常にいいなという意見です。

本当に近い場所にありますので、恐らくバットストライクが起きてしまうだろうという気がしています。ただ、この時点でちゃんと配慮を考えてほしいということを答申文で示すことは非常に重要だと思います。ぜひ、これでもよろしく願いいたします。

○**事務局（道場主任）** 今回は上ノ国町にかなり隣接していますし、図書にも情報が出てきています。また、専門家からも危惧するような意見が出ていたので、今回、採用させていただきました。

○**澁谷会長** ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○**澁谷会長** ご意見がないようですので、本日審議していただきました（仮称）木古内風

力発電事業環境影響評価方法書に関しましては、答申文案としてはこのままとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**澁谷会長** 特に意見等がないようですので、答申文案につきましては本日報告されたとおりとし、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**澁谷会長** それでは、そのようにいたします。

それでは、ここで10分間の休憩を取ります。

[休 憩]

○**澁谷会長** 時間になりましたので、再開いたします。

次に、議事（5）に移ります。

本日が3回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）長万部風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から主な3次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文案たたき台等の説明をお願いいたします。

○**事務局（道場主任）** では、先ほどと同様、事業概要を簡単にご説明いたしますので、長万部の図書の4ページをご覧ください。

本事業は、長万部町に単機出力4,000キロワット程度の風力発電機を12基設置する計画でして、総出力は最大4万8,000キロワットとなります。

区域の位置は、駅などがある市街地の北西部に位置しておりまして、赤い点で示された箇所が風力発電機の設置予定位置となります。

次に、図書の27ページをご覧ください。

区域周辺の他事業の位置が示されているのですが、約10キロメートル離れた位置に（仮称）今金住吉風力発電事業があります。また、北部に（仮称）黒松内町風力発電事業もあるのですが、こちらは事業廃止の通知を受けております。

続きまして、区域及びその周囲の概要についてです。

64ページをご覧ください。

まず、動物についてです。

こちらはEADASのセンシティブティマップでして、区域周辺メッシュが海ワシ類の集団飛来地及び生息情報により、注意喚起レベルA3となっております。67ページ、68ページをご覧くださいと、対象事業実施区域やその周辺で夜間の鳥類の渡りやノスリの渡りルートが確認されております。

92ページをご覧ください。

次に、植物についてです。

こちらは現存植生図ですが、区域内はシラカンバーミズナラ群落とトドマツ植林地が大半を占めておりまして、区域北部には、僅かですが、植生自然度 10 のササ群落が分布しております。場所が分かりにくいのですが、植生自然度 10 の位置は 97 ページの図を見ていただくと分かりやすいかと思しますので、こちらをご参照ください。左上の水色の部分が植生自然度 10 の地域です。

142 ページをご覧ください。

次に、配慮が特に必要な施設についてです。

こちらは配慮が特に必要な施設の図ですが、長万部マリア幼稚園がまちのほうにありまして、風車から約 3.4 キロメートルの離隔距離があります。住宅等は風車と最近接となる場所が区域の東部にあり、約 1.2 キロメートルの離隔距離となっております。

185 ページをご覧ください。

こちらは国土防災関係の図です。まず、保安林位置図ですが、区域の大部分が土砂流出防備保安林となっております、めくっていただき、190 ページには指定危険区域の図があります。東部に土砂災害警戒区域があるほか、全体的に崩壊土砂流出危険地区や土石流危険渓流が存在しております。

269 ページをご覧ください。

最後に、景観と人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

こちらが景観の調査位置になるのですが、周辺の身近な眺望点も含め、11 地点の調査地点が選定されておりまして、そのうち、長万部公園が人と自然との触れ合いの活動の場にも選定されておりまして、対象事業実施区域と一部重複しております。

以上で図書概要の説明は終了します。

続きまして、資料 5-1 を用いまして、3 次質問と事業者回答、答申文案たたき台に関する質疑についてご説明します。

まず、7 ページをご覧ください。

質問番号 3-8 です。

2 次質問にて住民等から景観に関する意見をいただいたということを確認しまして、3 次質問にて、利用形態や状況に鑑みて、長万部あやめ公園を調査地点に加えるべきではないかと質問しました。これに対して、事業者から、意見を踏まえて、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる身近な眺望点ということで長万部あやめ公園を調査地点として追加する旨の回答を得ております。

次に、13 ページをご覧ください。

質問番号 4-12 です。

先ほどの木古内の事業と同様、建設機械の稼働時における騒音の状況を把握できる時期及び期間について、同じように 1 次質問及び 2 次質問で質問しておりまして、木古内の案件と同様、春季及び秋季の 2 季での調査を実施しますということ、また、環境騒音は、平

日と土曜で違いはないということで、測定期間も必ずしも土曜日を含めた日程とはしないという同様の回答を得ております。

次に、18 ページ、20 ページをご覧ください。

質問番号 4-28 と質問番号 4-34 です。

こちらは、先ほど同様、動植物の踏査ルートについての質問です。2 次質問にて踏査ルートを示していただいたのですが、対象事業実施区域の北部が踏査ルートや調査地点が網羅されていないという状況で、調査の際は当該風力発電機の設置検討箇所のほか、風車ヤードや作業道に沿って踏査ルートが網羅されるということなのか、また、進入ができないのだったら風車を設置せず、進入可能な範囲で設置地点や作業道を設定し直すことということなのかを伺いました。これに対して、事業者から、風力発電機の設置検討範囲に加えて、ヤード、作業道、改変の可能性があるエリアに基本的には踏査ルートを設定する考えであると木古内の案件と同様の回答を得ております。また、得られた結果より、調査が困難な範囲における動物相を推定していくのですが、推定が困難である地点については改変区域から除外することを基本とするという考えであるということ、こちらも木古内の案件と同様の考えで進めていく旨の回答を得ております。

簡単ですが、3 次質問と事業者回答についての説明は以上といたします。

続きまして、資料 5-2 の関係町長の意見について紹介させていただきます。

本事業の関係町は長万部町のみとなります。

長万部町長の意見からは、まず、(1) では、騒音及び超低周波音による生活環境の影響について、不確実性があるということ、区域周辺の住宅、営農作業の畑があるということで、適切な風車配置や機種選定などによって、可能な限り影響の低減を図るとともに、稼働後に影響が確認された場合の対策についてしっかりと検討すること、(2) では、国有林・民有林内において立木の伐採や土地の形質変更などを行う場合は森林法に基づく手続を行うこと、伐採を行う場合であっても必要最低限にとどめ、生態系への影響を最小限とすること、(3) では、河川及びその周辺での開発行為による濁水や土砂の流入などに係る環境保全措置について、近年増加している局所的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする、(4) では、水源とその周辺の地下水脈にも影響を及ぼさないよう最大限配慮するとともに、検討、経緯を準備書に記載すること、(5) では、希少動植物に関して十分に調査を行って保護に努めること、また、大型哺乳類等の事業の影響による生息域、行動範囲の変化や移動経路の阻害等への影響についても専門家から助言を得ながら適切に調査等を実施すること、(6) では、気象レーダーへの影響を十分に調査すること、(7) では、地域住民、関係団体等に対し、計画や影響に関して具体的かつ丁寧に説明して合意形成を図ることという意見をもらっております。

資料 5-2 についての説明は以上といたします。

最後に、資料 5-3 の答申文案たたき台についてご説明いたします。

こちらも、これまでの審議の経過を勘案し、Q&A 等を基に作成しております。大まかな

フレームについては先ほどの木古内の事業と同様になっておりますので、先ほどと違う部分を中心に説明します。

まず、前書きですが、先ほどと同様、面積、出力、発電機の諸元で、2段落目では、個別的事項に関することとして、希少鳥類等の内容について触れておきまして、最後に、以上を踏まえということで、的確に対応することを意見しております。

次に、総括的事項です。

木古内の案件と同様、(1)では、個別的事項の内容を十分に踏まえて、最新の知見の収集や専門家等の助言を得る等しながら、調査や予測を実施し、計画に反映させることを求めています。

(2)では、相互理解の促進のため、関係町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明、また、(3)では、図書の公開についてということで、印刷、ダウンロード、縦覧期間終了後の継続的な公表を求めています。

なお、本事業は、最寄りの風力発電事業の区域までの距離が10キロメートル程度あるということなので、今回、累積的影響については言及していません。

次に、2の個別的事項です。

まず、(1)の騒音についてです。風車の配置の検討に当たっては、できる限り住宅等から離隔することなどによって影響を回避、十分に低減すること、建設機械の稼働に伴う騒音調査の適切な回数、時期の設定をすること、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討することを求めています。

次に、(2)の水質についてです。長万部川の支流でさけ・ます増殖事業が行われているので、水域利用の状況を踏まえた上で水質への影響を回避するなどの保全措置を講ずること、また、先ほどと同様、局所集中的な降雨の影響を踏まえたものとなるよう意見しております。

次に、(3)の風車の影についてです。こちらも先ほど説明したように、1.2キロメートル先に住宅があるということで、できる限り離隔し、影響を回避、十分に低減すること、風車の影についても、先ほどと同様、風車の適正な配置や構造物の検討を含め、回避、十分に低減できるかの観点から評価することを求めています。

次に、(4)は動物についてです。

アでは、図書の中で踏査ルートが示されていないということで、十分な精度で予測、評価できるルートの設定について求めているほか、図書の記載では踏査ルート以外の調査地点に関する網羅できていなかったため、今回、「対象事業実施区域の北部など、土地改変の可能性がある区域を網羅しておらず」という文章を新たに追加し、その上で、踏査ルート等、調査地点の設定がうまくできているのかが判断できないということを意見しております。その後は従来どおりですが、専門家等から助言を得ながら、十分な精度で予測、評価が可能となるような調査地点等を設定し、設定根拠も具体的に分かりやすく準備書に記載することを求めた意見としております。

イでは、哺乳類の捕獲調査ということで、先ほどと同様、トラップや調査場所の数等を設定することを求めています。

ウですが、図書ではコヤマコウモリの情報が出てきてはいなかったもので、先ほどとは違い、こちらではコヤマコウモリのことまでは言及しておらず、コウモリ類の調査についてはということで従来どおりの表現としております。

エでは、区域の周辺は EADAS のセンシティブティマップで注意喚起レベル A3 となっているということで、そちらに触れた上で、バードストライクや移動経路の阻害等について、適切に調査、予測、評価を実施するという意見をしております。

先ほどは白神岬に関する意見についてここで触れていたのですが、ここは白神岬から結構な距離がありますので、そこまで言及しておりません。

最後に、オでは、従来と同様、哺乳類、鳥類だけではなく、昆虫類等の分類群についても適切に調査等をするよう求めています。

次に、(5)の植物についてです。

アとイでは、動物と同様、図書内で踏査ルートやコードラートが示されていないということに触れておまして、適切に予測、評価できるルート地点の設定について求めています。こちらでも区域北部が網羅できていない状況ですが、踏査ルートと調査地点の両方に触れておりますので、従来どおりの表記としております。

ウでは、重要な植物種や群落の回避を最優先することを意見しております。本事業は、先ほど植生自然度図を見ていただいたとおり、植生自然度9の森林が示されておりましたので、植生自然度10のみの記載としております。

エでは、先ほどと同様、外来植物の拡大・侵入防止対策について意見しております。

次に、(6)の生態系についてです。

先ほどの木古内の案件と同様の記載となっております。まず、アでは、注目種や餌資源を見直すことを含めた検討をして、その経緯を準備書に示すこと、イでは、各栄養段階の種間関係を適切に踏まえること、採餌に係る影響の予測の際には餌種やその生息環境に関わる影響についても評価に含めること、ウでは、改変を最小限にすることということで、植生自然度10のササ群落を挙げた上で、回避を最優先に環境保全措置を検討するよう求めています。

次に、(7)の景観についてです。こちらでも垂直視野角がかなり大きくなるような予測はないので、フォトモンタージュの作成をしっかりとすることを求めています。

次に、(8)の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。先ほども説明したとおり、長万部公園が区域と重複しており、改変による直接的な影響が懸念されるということで、利用状況等について十分に調査し、適切に予測及び評価を実施することを求めています。

最後に、廃棄物等についてです。こちらは従来どおりになりまして、先ほどの木古内の案件と同様の意見としております。

以上が本事業に係る説明となります。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○**澁谷会長** それでは、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。
いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**澁谷会長** 皆様からご意見やご質問がないようですので、長万部風力発電事業の方法書に関する答申文案としては、今説明していただいたとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**澁谷会長** 特に意見等がないようですので、答申文案につきましては本日報告されたとおりとし、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**澁谷会長** それでは、そのようにいたします。

それでは、本案件に関する議事は以上といたします。

続きまして、議事(6)に移ります。

本日が3回目の審議となり、答申を予定しております(仮称)森町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から主な3次質問とその事業者回答、それから、答申文案たたき台等の報告をお願いいたします。

○**事務局(下田主事)** 関係資料は資料6-1から資料6-3までとなります。

資料の説明に入ります前に、まず、事業の概要について、図書を用いて簡単に振り返りをさせていただきます。

まず、3ページをご覧ください。

対象事業実施区域ですが、森町に位置する計画でして、単機出力4,000キロワット程度の風力発電機を最大で12基設置しまして、最大4万8,000キロワットの出力となる風力発電所を設置する計画の事業となっております。

1枚めくっていただきまして、4ページ、5ページをご覧くださいますと、区域の範囲が地図上と空中写真上で示されております。本事業は、現段階における風力発電機の位置が示されております。

70ページをご覧ください。

区域及びその周囲の概況についてです。

動物について、環境省のEADASのセンシティブティマップでは、区域と重複するメッシュに関しては注意喚起のレベルの指定がございませんが、隣接するメッシュにクマタカやオオワシ、オジロワシの生息情報があり、注意喚起レベルのBとCに分類されるメッシュがあります。また、72ページをご覧くださいますと、区域周辺がノスリや猛禽類の渡りルートになっているほか、隣のページで夜間の渡りルートにもなっていることが示されてお

ります。

99 ページをご覧ください。

次に、植物についてです。

こちらに現存植生図が記載されておりまして、凡例が 98 ページ、拡大図が 100 ページ、101 ページにございます。本事業の区域及びその周辺は、植生自然度 7 のシラカンバーミズナラ群落、トドマツ植林、カラマツ植林が分布しているとされ、区域と重複している植生自然度の高い群落では、区域内に河川沿いに分布しているヤマハンノキ群落があります。

113 ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場をまとめた図になっておりまして、対象事業の実施区域と砂原鳥獣保護区と特定植物群落が重複していることが読み取れます。

117 ページをご覧ください。

次に、景観についてです。

主要な眺望点としましては、望洋の森やハマナス台場公園、身近な視点場としては沼尻コミュニティセンターと、複数抽出されておりまして、本事業では、風車が駒ヶ岳の眺望に介在する地点が複数ございます。また、119 ページの図を見ますと、景観資源の駒ヶ岳火山群と対象事業実施区域の全域が重複しております。

146 ページをご覧ください。

次に、住宅等との位置関係についてです。

対象事業の実施区域内に住宅等が存在しておりまして、風力発電機に最も近い住宅等が約 0.8 キロメートル離れた位置にございます。風力発電機と最も近い配慮が特に必要な施設である福祉施設については風力発電機から約 1.3 キロメートルの位置にあるとされております。

簡単ではございますが、事業概要の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料の説明に移らせていただきます。

まず、資料 6-1 に沿って、3 次質問とその事業者回答についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

質問番号 3-9 です。

3 次質問ですが、樹木や建物等により主要な眺望点からの駒ヶ岳の眺望が遮蔽されないということが確認された場合、風力発電機の配置の再検討や基数の削減を検討されるということですが、このほか、影響を低減するための策としての風力発電機の小規模化を検討するのかどうかについて質問しました。これに対して、事業者から、出力の小さい風力発電機へ変更するといった小規模化は現時点でも状況に合う風力発電機が製造されていないことから想定しておりませんが、ハブ高を低くするなど調査結果次第では検討するべきであると考えているとの回答を得ております。

20 ページと 22 ページをご覧ください。

質問番号 4-20 の①と質問番号 4-24 です。

先ほどの長万部や木古内の風力発電事業でもあったもので、動植物の踏査ルートについて、2次質問で踏査ルートを示していただきましたが、区域の東部が網羅されていないことから、先ほどの2事業と同様に、調査の際は、当該風力発電機の設置検討箇所のほか、風車のヤードや作業道に沿って踏査ルートが網羅されるかどうか、進入が不可能な場所には風車を設置せず、進入可能な範囲で設置地点、作業道を設定し直すのかを質問しました。これに対して、事業者から、先ほどの2事業と同様で、風力発電機の設置検討範囲に加え、改変の可能性があるエリアに基本的には踏査ルートを設定する考えであること、対象事業実施区域及び周辺の概略を把握するという観点から周囲の植生や地形等の状況を踏まえた生息環境を把握できるようルートを検討すること、当該地域の動植物相が把握できる地点やルートを設定して調査を実施した上で得られた結果により調査が困難な範囲における動植物相を推定しますが、推定が困難である地点は改変区域から除外することを基本とするという考えであるとの回答を得ております。

24ページをご覧ください。

質問番号4-27です。

質問が二つあり、①では、駒ヶ岳からの眺望について、可視領域の図に含まれております砂原岳や西円山は、現在、入山規制されておりますが、これらの入山規制されている大沼国定公園内の北側のエリアについて、今後、手続を進める中で規制が解除された場合はこれらの地点を調査地点に含めるのかどうかを質問しました。これに対して、事業者から、規制が解除された場合は、関係自治体へのヒアリング等を実施し、利用状況を把握の上で調査地点に追加選定することを検討するとの回答を得ております。

続いて、②では、フォトモンタージュや垂直見込角を基準に予測、評価をするとのことですが、噴火湾の地形上、かなり広い範囲から駒ヶ岳を眺望することができる、本事業における景観への影響は垂直視野角1度の範囲より広い範囲に影響が及ぶと考えられるため、その範囲より広い範囲で駒ヶ岳を眺望できる国道沿いなどからの眺望についても調査地点として選定する必要があるかを質問しました。これに対して、事業者から、現時点において、風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性がある範囲外の調査地点については、森町へのヒアリングで意見が出ていないこと、また、景観への影響は小さいと考えていることから調査地点を設定しない方針としていますとの回答を得ております。ただ、今後の手続において意見をいただいた場合には適切に対応しますとも回答を得ております。

この回答について、本日欠席の奈良委員から審議会からの意見で対応しないのかという意見をいただいております。今後、答申文で意見するかどうかも含めまして、奈良委員とも相談しながら対応してまいりたいと考えております。

続きまして、資料6-2の関係町長の意見をご覧ください。

本事業の関係市町村は森町のみとなっております。森町からの意見が資料6-2と書いてある面裏の別紙に主に記載されております。

大きく6点ございます。

(1)では、住民等への情報提供について、住民等へ積極的な情報提供と丁寧な説明を行うこと、地域の特性や住民等の意見を踏まえた対応を求めています。

(2)では、周辺環境へ最大限配慮した環境保全措置を講じることや水質等に変化がないように万全の措置を講じることなどを求めています。

(3)では、騒音及び振動について、民家等への環境影響を回避、低減することや工事の際に周辺住民の生活環境の保全のために万全の措置を講じingことを求めています。

(4)では、動植物及び生態系について、重要な種や注目すべき生育地、あるいは、そこへの影響が生じることがないようにすることを求めています、特に鳥類の生息や移動経路の阻害等の影響が懸念されることから適切な調査、予測及び評価を実施することを求めています。

(5)では、景観についてで、地域住民や観光客にとって、駒ヶ岳を望む景色が壮大で、地域のシンボルとして非常に親しまれていることから、予測及び評価の結果を地域住民に説明し、十分な理解を得ることを求めています。

(6)では、一般意見を最大限考慮することを求めています。

関係町長意見は以上となります。

最後に、資料6-3の答申文案たたき台についてご説明させていただきます。

まず、前書きですが、構成はこれまでの事業と同様で、1段落目では事業の特性を、2段落目では地域特性を、3段落目では以上を踏まえて的確に対応することということでまとめておりますが、今回、2段落目で景観資源の駒ヶ岳について触れております。3行目ですが、住宅や福祉施設等に加え、景観資源である駒ヶ岳が存在しているほか、同区域には砂防指定地等が存在しているとしております。

本事業は、図書の56ページの図にもありますとおり、対象事業実施区域のほぼ全域が火山群の景観資源である駒ヶ岳火山群と重複していることを踏まえ、前書きでも記載しております。

続きまして、1の総括的事項についてです。

(1)では、従来どおり、全体的な留意事項として、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することとし、地域の状況に精通した複数の専門家等の助言を得るなどしながら、科学的根拠に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を計画に反映することなどを記載しております。

(2)では、相互理解に関することで、積極的な情報提供や丁寧な説明を求める文面に関しては従来どおりですが、今回、森町の意見を踏まえまして、「駒ヶ岳を望む景色が地域のシンボルとして親しまれていることを踏まえ」という文言を追加しております。

(3)では、図書の公表について、印刷やダウンロードを可能にすることなど、利便性の向上に努める文言としております。

続きまして、2の個別的事項についてです。

(1) の騒音についてです。風車の配置の検討に当たっては、住宅等から離隔することなどにより影響を回避または十分低減すること、建設機械の稼働に伴う騒音の現地調査は1回の実施としていますが、季節による変動の可能性について配慮し、地域の気象条件や騒音発生源の稼働状況等に基づき適切な回答及び時期を設定すること、不確実性や風車騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分などにより不快感が生じる可能性も踏まえ、適切な風車配置や機種選定などにより可能な限り影響の低減を図るとともに、稼働後に影響が確認された場合の対策について検討することを求めています。

次に、(2) の水質についてです。水質は、先ほどまでの2事業ではアとイに分けておりましたが、今回は水道水源やさけ・ます増殖事業で利用されている河川がないため、アの項目をなくし、イの項目のみとしております。内容としましては、工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに関わる環境保全措置について、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を踏まえるものとするという従来の文章としております。しかし、これに加えて、この事業に関しては、資料6-1に戻りますが、資料6-1の12ページの質問番号3-17の2次質問の①の質問内容を踏まえ、対象事業実施区域のほぼ全域が降雨等で侵食されやすい火山砕屑物が堆積していることを十分に踏まえることを求める意見としております。

答申文案に戻っていただきまして、(3) の風車の影についてです。従来どおり、アでは、設置予定の風力発電機の概要を踏まえ、区域内と周辺の住宅等への影響の回避、低減を、イでは、影の影響が時間の長短にかかわらず、人によっては気になることがあるため、配置や構造だけでなく、影響が回避または十分に低減されているかの観点から評価することを求めています。

次に、(4) の動物についてです。

アでは、木古内風力と同様、踏査ルートが示されていないことに対する意見となっております。続いて、次のイとウ、飛んでオでは、従来の事業の記載どおりとしております。ただ、エの鳥類への影響については、この区域の特性として、クマタカ等の生息情報があること、猛禽類や夜間の鳥類の渡りのルートになっている可能性があることについて述べた上で、これら鳥類の生息やバードストライクなどの影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

渡り鳥については図書の72ページや73ページに記載があるのですが、室蘭方面からの渡りが多い地域となります。こちらの図書にその他猛禽類という記載がございまして、それに合わせて具体的な種名は出しておらず、猛禽類や夜間に渡り行う鳥類等という記載にはしておりますが、もし何か示すべき種名等があればご意見をいただければと思います。

次に、(5) の植物についてです。アとイでは、木古内の風力と同様、踏査ルートが示されていないことに対する意見となっております。ウは飛ばしまして、エも従来どおりの記載としております。

ウでは、従来どおり重要種等への配慮を求める意見を述べた上で、特定植物群落の駒ヶ

岳落葉広葉樹林や植生自然度9のヤナギ高木群落への影響を回避するため、現地調査で存在区域を明らかにした上で改変区域から除外することを求める意見としております。

次に、(6)の生態系についてです。いずれも従来どおりの意見であります。アでは、注目種やその餌資源について、現地調査の結果を踏まえて、必要に応じて見直すことも含めて検討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載すること、イでは、地域の生態系に留意し、各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を、ウでは、自然度の高い植生の区域や特定植物群落などについて、改変の回避などを求める意見としております。

次に、(7)の景観についてです。

過去のこれまでの案件では景観資源について意見を述べる際は眺望景観と併せて意見を述べておりました。しかし、先ほど前書きのところでご説明したとおり、区域全体が景観資源と重複している事業で、かなりまれでして、より強調した意見とするため、今回はアの景観資源とイの眺望景観に分けて記載をしております。

その内容ですが、アでは、対象事業実施区域のほぼ全域が景観資源と重複していることから、改変による直接的な影響が避けられないということ述べた上で、これを踏まえて、できる限り改変による影響を低減することを求める意見としております。

イでは、眺望結果に関する意見として、駒ヶ岳を眺望する複数の主要な眺望点が存在することから、これらへの重大な影響を懸念した上で、見え方の大きさだけでなく、駒ヶ岳の景観を阻害しないように配慮するとともに、利用者や関係団体へのフォトモンタージュを利用した聞き取り調査を実施し、それを踏まえて客観的な評価をすることを求める意見としております。

ウでは、従来同様で、フォトモンタージュ作成の際の留意事項についての言及となっております。

次に、(8)の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。本事業は望洋の森というところが区域近くに存在しておりまして、騒音や風車の影、景観変化等による影響が懸念されるので、工事の実施や施設の存在のみならず、施設の稼働による影響も含め、適切に予測及び評価を実施するよう求めております。

最後に、(9)の廃棄物等についてです。従来どおり、発生量や処分量等の把握を通じ、適切な調査、予測及び評価の実施を求める意見としております。

私からの説明は以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○押田委員 今さらという感じですが、答申文案の(6)の生態系のウについてです。

3行目に「自然度の高い植生の区域及び大型鳥類や哺乳類などが繁殖やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地」とありますが、大型鳥類と限定して書いてよいのでしょうか。例えば、大型ではなく、小型の鳥類として、カラ類やケラ類など、たくさんの鳥

類がいますよね。それに、クマゲラも貴重な鳥ですが、大型と呼んでいいのか、あのぐらいのサイズのものは小型か中型に入るのか、それも含め、大型と限定してよいかということです。

今気づいたのですが、いかがでしょうか。

○事務局（下田主事） この記載に関しましては従来どおりとなります。いつからかは確認しないと明確には答えられないのですが、大型鳥類や哺乳類などが繁殖やねぐらなどにというところは今回特別に変えたわけではありません。どういった経緯でこの文章にしたかは確認しないと答えられないので、確認してからでもよろしいですか。

○押田委員 もし大型と限定することがあまりよろしくないようでしたら、今回の機会に「大型」を取っておいたほうがいい気がしました。それも含めて検討していただければと思います。

○事務局（下田主事） 後ほどやり取りをさせていただくことになるかもしれないのですが、表現について確認させていただきたいと思います。

○押田委員 僕もずっと気づかず、すみませんでした。よろしく願いいたします。

○事務局（名畑課長補佐） この機会に白木委員や先崎委員からご意見をいただけませんか。

○白木委員 確かに、別に大型ではなくてもいいですね。これは樹洞を使う鳥類のことを書いているのですよね。

○事務局（名畑課長補佐） 基本的にはそうです。

○白木委員 Q&A のどこに出てきているのか、今、それをたどってみようかなと思ったのですが、いかがですか。

○先崎委員 オオコノハズクというものがいて、クマゲラもそうですが、クマゲラは大型ですね。ただ、小型のフクロウ類で重要種だと、アオバズク、オオコノハズク、コノハズクもあるのでしょうか。ほかにもあって、そう考えると「大型」はなくてもいいかもしれません。

○白木委員 希少な樹洞性鳥類というような感じでしょうか。

○事務局（川村専門主任） 勉強不足な点があるので、教えていただきたいのですが、この文章は大径木を含む樹林地というところにつながっていきます。重要な種であれば全て大径木という言葉につなげて支障がないのかについても教えていただけますか。

○先崎委員 何をもって大径木とするかで、難しいところですね。

○事務局（川村専門主任） 難しいということが分かりました。過去の経緯を整理させていただきます。

○先崎委員 クマゲラは、必ずしもすごく太い木でなくてもよくて、分からないですが、それなりの樹齢の木かもしれません。希少な鳥類でもいいのかもしれないですね。大型となると、フクロウとか、クマゲラくらいになります。

○白木委員 小型フクロウも含めるということですよ。

○押田委員 樹洞を最初から前提としているのか、それとも、例えば、木の上に巣をつくるような鳥も含め、大径木を含む樹林地としているのかです。オジロワシは、営巣は確かに細い木では無理ということもあると思うのです。だから、全部をひっくるめて考えますと、「大型」を取るだけでもいいかなという感じがしたのですが、白木委員、どうでしょうか。

○白木委員 確かに猛禽類が営巣する場合はそこそこ太い木が必要です。あとは、ねぐらなどに利用し得るということですね。

○押田委員 繁殖にはオジロワシなども使っていますが、ねぐらですね。

○白木委員 ねぐらだと、哺乳類などですか。あるいは、樹洞性の鳥ですか。

○押田委員 そうですね。全部をひっくるめた言葉で、すごく雑といいますか、ざっと書いてあるので、「大型」を取るだけでいいかなという感じもします。鳥類や哺乳類などが繁殖やねぐらなどに利用し得るという感じでいいかなという意見です。

○澁谷会長 松島委員から挙手がありますので、お願いします。

○松島委員 この文章を読むと、大径木を含む樹林地、そして、生態系にとって、そうした大径木は様々な価値を持っているということがここで言いたいことなのかなと思うのです。そして、大型のものも小型のものも使えるということで、先ほど意見が集約したと思うのですが、鳥類や哺乳類ということではいいのではないかと思います。あるいは、様々な鳥類や哺乳類ですね。大径木であればいろいろな生き物にとって利用価値が高いという方向でいいのではないかなと思いました。強調しているのは大径木を含む樹林地で、大径木であることで、大型のものから小型のものまで、いろいろなものが使えるということなのではないかと感じました。

○事務局（名畑課長補佐） 今ご議論をいただき、大体の方向性は定まったかと思いますが、念のため、過去の経緯は事務的に確認した上で文言修正の方向で考えたいと思います。

本日、答申文のたたき台を議論していただいているほかの案件でも同じ言葉を使っておりますので、今までの2件は修正なしとしていただきましたが、会長と個別に相談させていただいた上で、答申作成に向けた事務作業をさせていただければと思います。

○澁谷会長 ここにつきましては、あまり確定的なことを言うてはいけないのかもしれませんが、おそらく「大型」を取る方向で考えたいと思います。

ほかにご質問や意見はございませんか。

○先崎委員 説明していただいた動物のエの渡り鳥のところについてです。

これは重要種であったほうがいいのですか。それとも、ざっくりと夜間に渡りを行う陸性鳥類としたほうがいいのですか。

私は室蘭のほうで調査をしていて、こちらのほうに飛んでいっている鳥を結構見ているのです。また、砂崎岬で確認できている種でいうと、フクロウ類やヨタカなど、夜行性の鳥類なのです。でも、大事なものは、スズメ目の鳥を含む一般的な陸鳥なのかなと思って、どこまで入れればいいのか、悩ましいなと思っていました。

○事務局（下田主事） 実は、ここの記載は今まで図書に合わせていまして、図書でピックアップされているものにオジロワシなどの海ワシ類があれば、記載していた部分です。

○先崎委員 オジロワシも書いてもいいのではないのでしょうか。オオワシやオジロワシがこの辺りには比較的いると思います。ハヤブサもいるのです。そういう点で言うと、猛禽類のほうです。夜間に渡りを行う鳥類のほうはそのまま、これも話を振って申し訳ないですが、白木委員、どうですか。駒ヶ岳の麓の辺り、砂崎の辺りにはオオワシ、オジロワシ、ハヤブサは結構いませんか。

○白木委員 私はそちらのほうにはあまり行ったことがないのですが、渡り時期と越冬期ということですね。

○先崎委員 そうです。

○白木委員 あえてそれを強調して書くかどうかということですか。

○先崎委員 このままでもいいでしょうかね。渡りで言うと、確かにノスリやハチクマのほうメインになるのかもしれませんが。

○白木委員 多そうな気がしますね。

○先崎委員 そっちがメインかもしれないです。

○白木委員 希少種ということで入れるということであればいいと思います。

○事務局（川村専門主任） まず、日中の渡りルートに関し、猛禽類が図書の72ページに出ておりまして、海ワシ類、ノスリ、ハチクマについて、種が明記されております。ただ、この三つに関しては、対象事業実施区域の周辺に渡りルートがあるとは言えないのではないかとということで、事務局でも検討しました。そして、その他猛禽類であれば、この図からも区域及び周辺で渡りルートがあると言えるのではないかとということで答申文では猛禽類とさせていただきますところでは。

ですから、この図において、海ワシ類、ノスリ、ハチクマについては、区域周辺で渡りルートはないが、実際にはあると考えてよいということであれば、それを反映させていただきますし、この図におけるその他猛禽類を対象とするのであれば、今いただいたお話ですと、夜間に渡り行う鳥類と被らない猛禽類を1種追記することになるかなと考えます。

アセスにおいて、動物に関しては、重要な種と注目すべき生息地という2つの観点から基本的には内容を確認しておりまして、重要な種としては、エの1行目に希少な鳥類であるクマタカ等の生息と入れており、従来、注目すべき生息地に関する情報として、渡りに関する記載をしてきたという経緯がございます。

○先崎委員 今、チャットに送ったのですが、ノスリの渡りルートはここに確実にあります。今、リンクだけで、図も小さいので、見られるかどうかは分かりませんが、日本で繁殖しているノスリは室蘭と駒ヶ岳のこの事業地の辺りをたくさん通っています。ハチクマも似たような感じで、言ってもいいと思うのですが、室蘭から南下していくのが普通に見られます。海ワシ類はいるが、数は少ないという感じです。そこで、案ですが、ノスリ、ハチクマ等の猛禽類とするのはどうでしょうか。

○白木委員 むしろ、海ワシ類はメインの渡りルートというより、越冬期や非繁殖期に生息しているということで、クマタカと並べてはどうですか。

○先崎委員 そちらのほうがいいかもしれないですね。

○事務局（下田主事） ご意見をありがとうございます。

チャットの内容がまだ確認できていないのですが、それも踏まえ、文言を修正させていただくかどうかを相談させていただければと思います。よろしくお願いします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 ないようですので、まとめます。

まず、動物のエで、今、議論をいただいたところです。ただ、前のほうは生息する種に対しての記載で、後ろのほうは渡りをする種に対しての記載ですので、そこをしっかりと押さえた上で、後ほど先崎委員と白木委員と事務局で検討していただければと思います。その結果に従って、私と事務局で文案を検討したいと思います。

もう一点は、生態系のウで、「大型鳥類」の「大型」が要るかどうかです。これは、「大型」を取ってよろしいのではないかということで皆さんの意見が一致していたと思うのですが、そういう方向性をメインとし、私と事務局で検討したいと思います。

それでは、文案の検討はまだ必要ですが、最終的な文案につきましては私にご一任をいただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 特に意見がないようですので、そのようにいたします。

最終的な文案の修正は私と事務局で行い、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 それでは、そのようにいたします。

続きまして、今日最後になりますが、議事（7）に移ります。

本日が3回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）仁山高原風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から主な3次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文案たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（川村専門主任） 最初に、図書を用いて、対象事業実施区域及びその周囲の概況をご説明いたします。

（仮称）仁山高原風力発電事業の図書をご用意ください。

まず、図書の4ページをご覧ください。

赤色の斜線で風力発電機設置予定範囲が示されていますが、対象事業実施区域は七飯町及び北斗市に位置しており、北側の森町は関係市町村とされています。

次に、22ページをご覧ください。

こちらの図には、区域及びその周囲における他事業が示されており、本事業の風力発電機設置予定範囲と方法書終了段階の事業が重複しています。このほか、区域の南側に先ほどご審議いただいた森町風力発電事業がありますが、10キロメートル以上の離隔距離があります。

続きまして、区域及びその周囲の概要についてご説明いたします。

70 ページをご覧ください。

初めに、動物についてです。

EADAS のセンシティブティマップにおける注意喚起メッシュですが、対象事業実施区域の東側の一部が注意喚起レベルBのメッシュに含まれており、当該メッシュではオジロワシ及びクマタカの生息が確認されています。

73 ページをご覧ください。

次に、鳥類の渡りルートについてです。夜間の鳥類について、対象事業実施区域及びその周囲において渡りルートが確認されています。また、74 ページではノスリについて、76 ページではハチクマについて、同様に渡りルートが確認されています。

109 ページをご覧ください。

次に、植物についてです。

対象事業実施区域と特定植物群落が大きく重複しているほか、区域の北側は植生自然度9の範囲と重複しております。

115 ページをご覧ください。

次に、生態系についてです。

重要な自然環境のまとまりの場ですが、対象事業実施区域のほぼ全域が大沼鳥獣保護区内に位置しており、また、対象事業実施区域の東側の一部が大沼国定公園の第3種特別地域と重複しています。

なお、大沼国定公園内の土地改変として、既存林道の拡幅が検討されています。

116 ページをご覧ください。

対象事業実施区域のほぼ全域が保安林となっています。

119 ページをご覧ください。

次に、景観についてです。

15 か所の眺望点が示されていますが、最も風力発電機設置予定範囲に近接しているきじひき高原内の村山公園では、最大垂直視野角が約 44.2 度となっています。

124 ページをご覧ください。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

対象事業実施区域に近接してきじひき高原が存在しているほか、区域の東側には蓴菜(じゅんさい)沼や小沼、そして、この図では記載されておりませんが、大沼が存在しております。

143 ページをご覧ください。

最後に、住宅等の配置の概況についてです。

風力発電機設置予定範囲と最寄りの住宅等の離隔距離は2.4キロメートルとなっています。

なお、本図では対象事業実施区域の北端に住宅等が示されていますが、この住宅等については廃屋であることが確認されています。

簡単ではありますが、区域及びその周囲の概要の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料7-1の事業者への3次質問とその事業者回答について、答申に係る部分を抜粋して説明させていただきます。

なお、資料7-2は、事業者から提出された回答の補足資料となりますが、説明については割愛させていただきます。

それでは資料7-1の8ページをご覧ください。

質問番号3-8の①です。

特定植物群落に関する質問ですが、1次回答及び2次回答では、改変を回避または極力低減する方針であることを確認していましたが、改変する場合には移植を検討するのか、また、移植をする場合には復元緑化を検討するのかについて質問しました。これに対して、事業者から、表土のまきだしや表面の植生を一部移植することも考えられるが、移植の場合には復元緑化にも活用できるよう検討するとのことでした。

14ページをご覧ください。

次に、質問番号4-1の①です。

本方法書では、残土について、区域外への搬出を行わない計画であるため、環境影響評価項目として選定しないとされていますが、区域外へ搬出しないことをもって、環境影響がないか、または、環境影響の程度が極めて小さいことが明らかであると判断できる根拠について質問しました。これに対して、事業者から、確証がないことから、準備書においては残土を環境影響評価項目に加えるとのことでした。

16ページをご覧ください。

次に、質問番号4-4の①です。

カモ類等の移動経路を把握するため、具体的にどのような事項を記録するのかについて質問しました。これに対して、事業者から、飛翔経路や個体数、飛翔時の対地高度といった情報を記録するとのことでした。

26ページをご覧ください。

次に、質問番号追加4-46の①です。

今後の事業計画の検討に当たり、風力発電所出力を減少させることは検討しないのかを質問しました。これに対して、事業者から、本事業はFIP法対象事業であることから、連系容量の大幅な変更はできないため、発電所出力の見直しを行う予定はないとのことでした。

27 ページをご覧ください。

次に、質問番号 4-38 の③です。

景観に関し、2 次回答において、風車位置の変更及び風車高さの見直しを行うとの見解を確認していましたが、その具体策について質問しました。これに対して、事業者から、国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインに示された眺望保全のための措置を参考にすると回答にとどまり、具体策については示されませんでした。

29 ページをご覧ください。

最後に、質問番号追加 5-2 です。

本図書に対する意見書の提出数が 363 通と他の図書に比べ非常に多いことから、多くの意見書が提出された理由や具体的にどのような対応が必要であると考えているのかを質問しました。これに対して、事業者から、過去に他事業者にて事業検討されていた地域でもあり、注目度が高くなっていると認識しているとのことであり、方法書段階では事業内容を詳細にご説明できる段階にないため、準備書説明会に向けて相互理解を進めることができるよう、引き続き取り組んでいく方針であるとのことでした。

簡単ではありますが、資料 7-1 と資料 7-2 の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 7-3 の関係市町長の意見をご覧ください。

本事業の関係市町村は七飯町、北斗市及び森町です。

まず、七飯町長の意見から概要をご説明します。

(1) から (4) まであります。

(1) では、住民等への情報提供として、本事業について地域住民等の理解が得られるよう対応することを求める意見が記載されています。

(2) では、自然環境への考慮として、森林伐採について極力最小限とすることや、バードストライクなど、動植物及び生態系への影響について適切に調査及び予測を行うことなどを求める意見が記載されています。

(3) では、各種法令等の遵守として、七飯町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインなど、各法令等の遵守を求める意見が記載されています。

(4) では、騒音及び振動として、地域住民の生活環境に対する影響を最大限回避するよう努めることを求める意見が記載されています。

次に、北斗市長からの意見ですが、別紙に 1 から 4 まであります。

まず、1 は景観についてで、区域に隣接するきじひき高原には複数の主要な展望地があることなどを記載した上で、これら景観を阻害する区域は北斗市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインにおいて立地に慎重な検討を要するエリアに設定しており、本事業計画の風力発電設備の設置により、これらの景観に重大な影響を及ぼすことから、展望地から望見できない配置計画とし、景観への影響を回避することを求める意見が記載されています。

次に、2は騒音や振動についてで、風力発電設備から発せられる騒音や振動による影響を懸念する意見が記載されております。

次に、3は自然環境への影響についてで、市道の拡幅が検討されていることに対し、自然環境への影響を評価の上、適切な対応を求める意見が記載されています。

次に、4は住民等への対応についてで、住民等への積極的な情報提供と丁寧な説明を行うなど、適切な対応を求める意見が記載されています。

最後に、森町長からの意見です。こちらも別紙になりますが、(1)から(5)まであります。

(1)は、住民等への情報提供について、十分な理解を得ること、また、地域の特性や住民等の意見を踏まえた適切な対応を求める意見などが記載されています。

(2)は、周辺環境への配慮について、必要に応じて追加的に調査を行うことなどを求める意見が記載されています。

(3)は騒音及び振動について、(4)は動植物及び生態系について、それぞれ万全の措置を講じることなどを求める意見が記載されています。

最後に、(5)は、その他として、図書に対して出された意見について、その内容を最大限考慮することを求める意見が記載されています。

関係市町長意見については以上とさせていただきます。

続きまして、資料7-4の答申文案たたき台についてご説明します。

まず、前書きとして、1段落目に事業の特性を、2段落目には地域特性を記載し、3段落目で、以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応することという従来どおりの流れとしております。

続いて、1の総括的事項についてです。

(1)は、従来同様、全体的な留意事項について記載をしております。

次に、(2)は累積的影響に関する意見であり、こちらも従来同様の意見としております。

次に、(3)ですが、相互理解に関する意見になります。本図書に対する一般意見の提出数が363通と多かったことを踏まえ、意見書の提出数を明記した上で、従来の意見を一部変更しております。変更した点は、2行目の中ほどの「相互理解促進のため」の前に、「より一層の」と追記し、3行目の頭の「積極的な情報提供」の前に「より」と追記しました。また、文末を「説明に努めること」としていたところ、「説明など適切な対応に努めること」としました。

次に、(4)ですが、従来どおり、関係市町のガイドラインを踏まえ、調整を図ることを求める意見です。

次のページに行きまして、(5)は、図書の公表について、従来どおり、利便性の向上に努めることを求める意見としております。

続いて、2の個別的事項に移ります。

(1) の騒音及び振動についてです。

いずれも従来どおりの意見となりますが、アは、対象事業実施区域周囲に住宅等が存在することから、影響の回避または十分に低減することを求める意見としております。

イは、建設機械の稼働に伴う騒音に係る現地調査について、図書では1回としていますが、2次回答において、春と秋の2回実施することを確認したことを踏まえ、適切な回数及び時期を設定することを求める意見としております。

ウは、施設稼働後の対策について検討を求める意見としております。

エとオは、累積的影響について、適切に調査等の実施を求める意見としております。

次に、(2) の水質についてです。

アは、対象事業実施区域の下流域に閉鎖性水域である大沼、小沼及び蓴菜(じゅんさい)沼が位置していること、また、桂委員からの質問において、対象事業実施区域には過去に地滑りを起こした痕跡が多数見られることから区域内の地形の適切な把握を求めていることを踏まえまして、水質への影響を回避するなどの環境保全措置を求める意見としております。イは、従来どおり、局所集中的な降雨の傾向も十分に踏まえた環境保全措置を求める意見としております。

次に、(3) の動物についてです。

アは、踏査ルートについてで、図書に示されていますが、土地改変の可能性がある区域を網羅していないことから、適切な踏査ルートを設定し直すことを求める意見としております。

イは、哺乳類の調査に対するもので、従来どおり、哺乳類の捕獲調査について、地域や対象種の特性に応じて適正な調査場所、範囲、トラップの種類とその数等を設定することを求める意見としております。

ウは、コウモリ類の調査について、従来同様の意見としております。

エは、鳥類の影響についてで、こちらも従来どおりの内容としておりますが、地域の特性としまして、オジロワシやクマタカなどの生息情報があること、ノスリや夜間に渡りを行う鳥類等の移動経路となっている可能性があることについて記載をしております。

オは、従来どおり、哺乳類や鳥類だけでなく、昆虫類等についても適切な調査等の実施を求める意見としております。

次に、(4) の植物についてです。

アは、動物と同様に、踏査ルートについて、適切に設定し直すことを求める意見としております。

イは、従来どおりですが、重要種等への配慮を求める意見であり、特定植物群落について記載するとともに、植生自然度9としてハルニレ群落等としております。

ウも、従来どおりの意見でして、外来植物に対する意見としております。

次に、(5) の生態系についてです。

ア、イ、ウのいずれも従来どおりの意見としておりますが、ウでは、重要な自然環境の

まとまりの場としまして、対象事業実施区域のほぼ全域が大沼鳥獣保護区と重複しているほか、大沼国定公園と一部重複していること、さらに、同区域の大部分が特定植物群落と重複していることを記載しております。

なお、先ほど、森町の事業に対していただいたご意見について、こちらでも反映させていただきます。

次に、（６）の景観についてです。

アは、大沼国定公園が対象事業実施区域と一部重複しており、直接改変による影響が懸念されるほか、大沼国定公園内の複数の眺望点や区域に隣接するきじひき高原内の複数の眺望点のほか、区域周辺の主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念されることから、フォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、適切に評価することを求める意見としております。

なお、本日、ご欠席されている奈良委員から、４ページの１行目から２行目に記載している「重大な影響を及ぼすおそれがある」との表記について、より強い表現とできないかとのご意見をいただいているところであり、この表現については、後日、事務局で文案を検討し、奈良委員にご相談したいと考えております。

あわせて、１の総括的事項においても、例えば、（４）の関係市町村のガイドラインに関する意見において、北斗市ガイドラインでは、きじひき高原市有地の周辺に発電設備を設置する場合はその眺望への配慮を求める旨が記載されていることを追記するなど、景観への影響が懸念されることがより伝わるような修正について奈良委員にご相談したいと考えております。

イは、従来と同様に、フォトモンタージュ作成に当たっての留意事項についての意見としております。

次に、（７）の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

アは、対象事業実施区域に隣接するきじひき高原について、騒音や風車の影等による重大な影響が懸念されることから、工事用資材等の搬出入や施設が存在だけでなく、建設機械の稼働や施設の稼働による影響も含め、適切な評価等の実施を求める意見としております。

イは、従来同様となりますが、日暮山等について、事業に係る工事関係車両の主要な走行ルートと近接しており、影響が懸念されますので、この点について述べた上で適切な評価等の実施を求める意見としております。

ウは、累積的影響について、従来同様となりますが、他の風力発電事業と工事時期が重複する場合には、適切な評価等の実施を求める意見としております。

最後に、（８）の廃棄物等についてです。従来どおり、発生量や処分量等の把握を通じ、適切な調査、予測及び評価の実施を求める意見ではありますが、本図書では環境影響評価項目に選定されていない残土についても適切な評価等の実施を求める意見としております。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○**澁谷会長** それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見を願ひいたします。

○**松島委員** この後、奈良委員とも検討されるという景観についてです。

そちらで検討していただくのがいいのかなと思ひました。北斗市がガイドラインでここは守らなくてはいけない場所と定めている意見を出していますし、地元の意見は尊重すべきではないかなと思ひます。

ちょっと気になったのは、区域に設定しているというところで、このエリアがそういう区域としてガイドラインの中で指定されているのかどうか、あるいは、そういう可能性のある場所は避けましょうという文言になっているのかです。いずれにしても、こういうことは入れておいたほうがいいかなと思ひました。

○**事務局（川村専門主任）** 北斗市のガイドラインの文言を適切に反映できるよう、奈良委員と調整したいと思ひます。

○**澁谷会長** ほかにございませんか。

○**大原委員** 奈良委員も懸念されていると思うのですが、質問番号追加 4-46 の3次質問についてです。

発電機の基数を少なくした場合、風車が大きくなる、景観への影響が大きくなるという質問に対し、事業者回答からは何かを考えて譲るという態度がほとんど見られません。審議会として懸念を出しているのですが、ほとんど譲歩していないようなお答えなので、かなり強く言ってもいいと申ひますか、強い文言にしたいと私も個人的に申ひますので、よろしくお願ひいたします。

○**事務局（川村専門主任）** そのような文言とするよう、検討したいと思ひます。

○**澁谷会長** ほかにございませんか。

○**白木委員** 動物に関して、大沼に集まる渡り鳥がいて、カモ類やハクチョウなどが多いです。その移動経路となっているかどうかは分からないのですが、可能性としてはあるので、そこをしっかりと調査するというを入れるべきだと思ひました。動物のエにそれを書き加えることはできないでしょうか。

○**事務局（川村専門主任）** 図書を見ましても大沼がラムサール条約湿地になっているということは記載されているのですが、具体的に何かの種の渡りルートになっているというものがなく、事務局でもたたき台をつくるに当たって記載するかどうかを迷っていたころでした。今いただいたご意見を踏まえ、文言を改めて検討し、後ほどメールでご相談させていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○**白木委員** たくさん飛んできていることは間違いないので、可能性としてはあるということでご検討をいただければと思ひます。

○**澁谷会長** 私も総括的事項の（4）の表現がやはり気になりました。

実は、石狩市の風力発電の計画で、石狩市のゾーニングをほぼ無視したような事業計画が過去に複数あった記憶があるのです。地元市町村がガイドラインやゾーニングをつくっている場合、それは十分に尊重されるべきだと思うのです。今まではほぼ無視されていたような感じがするのですが、十分に尊重すべきことであって、十分に考慮しなくてはいけないものだと思います。

ここの表現がどうなるかは分かりませんが、例えば、この文章をほぼ生かすとすると、「これらを踏まえ」ではなく、「これらを十分に尊重し」というもっと強い表現とし、ちゃんと考慮してくださいという文章に直す必要があると思いました。

また、今後もこういうケースが出てくると思いますので、そのときの対応を含め、今回、文章を直しておいたほうが良いなと思います。

ここについては複数の方がご意見を出されていますので、この後、事務局で委員の方々
と検討し、最終的な文案は私と事務局で調整したいと思います。

ほかにございませんか。

○大原委員 昆虫のところも通常の文章ですが、大沼に近いということで、2次質問においてトンボについて質問しましたが、図書の87ページ、88ページにトンボなど多くの希少種が記載されています。ですから、動物のところのいつもの昆虫の文面についてももう少し強めに書いていただければと思います。

トンボの希少種が大沼には多いです。水生昆虫のゲンゴロウなんかも北海道のレッドデータブックにおけるNt等のほか、環境省のレッドリストなどにも該当する種が確認されていますので、希少な水生昆虫、トンボ類など、何か書いていただければと思います。

○事務局（川村専門主任） 先ほど白木委員からご意見をいただいた際に、動物のエのところで大沼に関するものを反映しますというお答えをしたのですが、今、大原委員から昆虫に関して大沼を意識した意見を付すべきというご意見をいただきました。そこで、動物と昆虫で分けて記載するのか、大沼を対象とした意見という形でまとめるのかも含め、事務局で改めて文案を検討し、後ほどメールでご相談させていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 意見はないようですので、仁山高原の件の答申文案についてまとめます。

まず、総括的事項の4番目の地元市町村のガイドラインに関するところの表現をもう一度検討するという意見が複数出されましたので、事務局で対応していただければと思います。それから、白木委員からの大沼によく来る水鳥類のお話、あるいは、大原委員からのトンボなどの昆虫の希少種もいるのだということで、事務局と白木委員、大原委員、あるいは、鳥の関係から必要があれば先崎委員にも相談していただいて、適切に文章修正をお願いしたいと思います。さらには、生態系のウの「大型鳥類」の「大型」を取るかもしれないということです。そして、景観の最初の文章の最後の表現です。奈良委員から意見が

出ているということでした。ここに関しても、今後、調整の可能性があるということで今日は処理したいと思います。

それぞれの項目については事務局と当該の委員で検討していただき、最終的な文案は私と事務局で調整して作成し、答申の最終的な文案に関しましては私にご一任をいただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**澁谷会長** それから、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**澁谷会長** それでは、そのようにいたします。

本議事もこれで終了いたします。

これで本日の議事は全て終了となります。

事務局から連絡事項があるということなので、お願いしたいと思います。

○**事務局(名畑課長補佐)** 皆様、本日も、長時間のご審議、誠にありがとうございました。

次回以降の審議会についてご連絡させていただきます。

既に日程調整させていただいておりますが、第7回を10月28日、月曜日に予定しております。お忙しいところ、申し訳ありませんが、ご予約の確保をよろしく願いいたします。

3. 閉 会

○**澁谷会長** それでは、本日の審議会は以上で終了といたします。

皆様、長時間にわたり、お疲れさまでした。

以 上